【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年11月24日
【事業年度】	第14期（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）
【会社名】	ワンダープラネット株式会社
【英訳名】	WonderPlanet Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO　　佐藤　彰紀
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区錦三丁目23番18号
【電話番号】	052-265-8792
【事務連絡者氏名】	執行役員　　高宮　啓
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区錦三丁目23番18号
【電話番号】	052-265-8792
【事務連絡者氏名】	執行役員　　高宮　啓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2022年８月	2023年８月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	（千円）	3,422,040	3,464,236	2,449,916	2,316,539	1,944,860
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	△1,291,273	28,227	113,242	△153,522	△182,175
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	△1,887,307	△236,130	92,261	△131,578	△329,916
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―	―
資本金	（千円）	354,219	573,229	574,229	575,708	575,708
発行済株式総数	（株）	2,200,412	2,592,412	2,594,412	2,598,212	2,598,212
純資産額	（千円）	427,868	629,757	736,871	595,367	274,619
総資産額	（千円）	2,999,589	2,061,805	2,146,463	1,984,664	1,498,433
１株当たり純資産額	（円）	198.84	247.57	284.40	233.52	104.12
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	△876.24	△98.45	36.26	△51.63	△129.40
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	―	―	36.22	―	―
自己資本比率	（%）	14.3	30.5	33.7	30.0	17.7
自己資本利益率	（%）	―	―	13.6	―	―
株価収益率	（倍）	―	―	25.6	―	―
配当性向	（%）	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△890,000	△331,237	298,889	△310,079	54,978
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△399,567	△255,159	248,363	4,135	△14,280
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	645,745	152,308	13,444	231,023	△137,425
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	1,203,499	769,411	1,330,108	1,255,186	1,158,460
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	（名）	199 [14]	175 [13]	146 [5]	136 [2]	124 [1]
株主総利回り	（%）	81.9	58.2	47.8	65.2	43.2
（比較指標：TOPIX（配当込み））	（%）	(102.5)	(125.2)	(148.9)	(173.1)	(239.3)
最高株価	（円）	3,910	1,873	1,888	1,415	1,923
最低株価	（円）	985	1,000	744	593	650

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
３．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

４．第10期、第11期、第13期及び第14期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

５．第10期、第11期、第13期及び第14期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

６．第10期、第11期、第13期及び第14期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

７．従業員数は就業人員の合計であり、臨時雇用者数（アルバイトを含み、派遣社員を除く）は、年間の平均就労人員を［ ］内に外数で記載しております。

８．最高株価及び最低株価は、2022年４月４日より東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2【沿革】

当社取締役ファウンダーである常川友樹は、2012年９月に当社を設立し、当社事業を本格的に開始しております。
設立以降の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2012年９月	スマートフォン向けアプリケーション事業を目的として、名古屋市中区にワンダープラネット株式会社（資本金10万円）を設立
	「くるるファンタズマ」をリリース（2015年５月配信終了）
2013年５月	「パニックファーム」をリリース（2015年５月配信終了）
2013年10月	本社を名古屋市中区内で移転
2014年１月	「スラッシュオブドラグーン」をリリース（2015年８月配信終了）
2015年７月	「クラッシュフィーバー」を国内にてリリース
2015年12月	東京オフィスを東京都港区に開設
2016年４月	東京オフィスを東京都新宿区に移転
2016年５月	「クラッシュフィーバー」の繁体字版をリリース（2023年12月配信終了）
2016年10月	「クラッシュフィーバー」の英語版をリリース（2023年12月配信終了）
2016年12月	タノシム株式会社を子会社化
	本社を名古屋市中区内で移転
	東京オフィスを東京都渋谷区に移転し渋谷オフィスに改称
	「LINE グラングリッド」を国内にてリリース（配信：LINEヤフー株式会社）（2017年８月配信終了）
2018年３月	「ジャンプチ ヒーローズ」を国内にてリリース（配信：LINEヤフー株式会社）（2024年３月配信終了）
2018年８月	渋谷オフィスを東京都渋谷区内で移転
2018年９月	タノシム株式会社を吸収合併
2019年４月	株式会社スクウェア・エニックスとの協業タイトル「VALKYRIE ANATOMIA－THE ORIGIN－」英語版・繁体字版をリリース（2020年８月配信終了）
2019年６月	「ジャンプチ ヒーローズ」繁体字版をリリース（配信：LINEヤフー株式会社）（2024年３月配信終了）
2020年２月	本社を名古屋市中区内で移転
2020年４月	「DecoLu（デコル）」を国内にてリリース（配信：株式会社Annex）（2021年11月配信終了）
2020年８月	渋谷オフィスを東京都品川区に移転し東京オフィスに改称
2020年９月	「この素晴らしい世界に祝福を！ファンタスティックデイズ」繁体字版をリリース（2022年11月配信終了）
2020年12月	「おねがい、俺を現実に戻さないで！シンフォニアステージ」を国内にてリリース（2021年６月配信終了）
2021年６月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2022年４月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2022年７月	「アリスフィクション」を世界同時リリース（2024年９月配信終了）
2023年１月	Happy Elements株式会社を割当先とした第三者割当増資を実施
2023年５月	東京オフィスを東京都千代田区に移転
2024年６月	「パンドランド」を国内にてリリース（2026年３月配信終了）
2025年４月	「パンドランド」海外版をリリース（2026年３月配信終了）
2025年９月	「ジャンプ＋ジャンブルラッシュ」を国内にてリリース（製作・配信：株式会社バンダイナムコエンターテインメント）（2026年９月配信終了）
2026年２月	「HUNTER×HUNTER NEN×SURVIVOR」を全世界（アメリカ地域を除く）にてリリース（配信：株式会社ブシロード）
2026年３月	「HUNTER×HUNTER NEN×SURVIVOR」をアメリカ地域にてリリース（配信：株式会社ブシロード）

3【事業の内容】

当社は、「楽しいね！を、世界中の日常へ。」というミッションを掲げており、世界中の一人でも多くの人々の日常に、家族や友達と「楽しいね！」と笑いあえるひとときを届け、国・言語・文化・年齢・性別等あらゆる壁を越えて誰もが楽しめるプロダクト・サービスを創り、コミュニケーションを通じた「笑顔」を世界の隅々まで広げることを目指しております。

当社は、モバイルゲームの企画・開発・運営・販売を主たる事業とし、Apple Inc.、Google LLCが運営するプラットフォーム等を通じてユーザーに提供しております。

また、当社は、「モバイルゲーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

1．モバイルゲーム事業について

当社の提供するタイトルは、ユーザーが無料でダウンロードして楽しむことができ、アプリ・ゲーム内での一部アイテムの獲得や機能拡張を行う際や月額での課金が必要となるフリーミアムモデルを採用しており、ユーザーからの課金や広告視聴によって得られる収益が当社の収入となります。

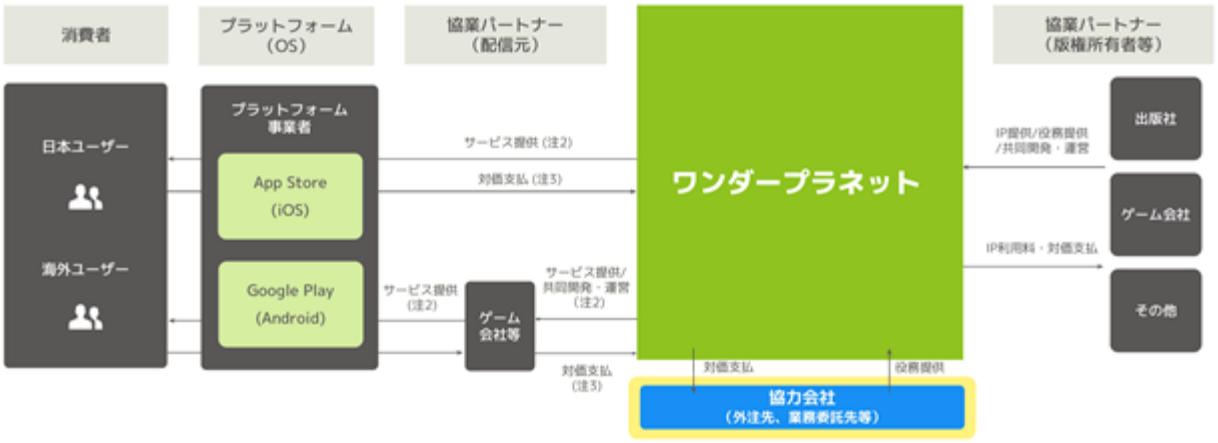
当社モバイルゲーム事業は、主に自社開発によるオリジナルタイトル及び協業パートナーとの共同事業タイトルの二つの形態があり、それらのうち、当社がプラットフォームを通じて直接配信を行うタイトルは、主に課金収入や広告収入を当社売上高として計上しており、プラットフォームからは課金収入より手数料を除いた金額を受領しております。一方で、協業パートナーが配信を行うタイトルは、当社が契約に基づき協業パートナーから受領する収益分配額や、一定の基準を超過した場合に得られる成功報酬を当社売上高としております。なお、共同事業タイトルの場合、協業パートナーから開発・運営に係る費用の全額、又は一部を対価として受領しており、契約形態等に基づき当社売上高として計上することがあります。タイトル毎にリスクやリターンの見極めを行い、配信の方式や協業の内容を検討のうえ事業展開を行っております。

なお、他社から受託したモバイルゲームの開発・運営により収入も得ております。

当事業年度末現在の主な提供タイトルは次のとおりであり、その他にもIP（注１）協業タイトル及びオリジナルタイトルについて複数の開発・協議を進めております。

タイトル	製作・配信元	協業パートナー	言語	サービス内容
クラッシュフィーバー	当社	なし	日本語	明るくポジティブな仮想世界を舞台に、画面をタップするだけの簡単操作で楽しめるブッ壊し！ポップ☆RPG
HUNTER×HUNTER NEN×SURVIVOR	株式会社ブシロード	株式会社ブシロード	日本語 英語 簡体字 繁体字 韓国語 スペイン語 ドイツ語 フランス語 ポルトガル語	「HUNTER×HUNTER」のキャラクターを操作し、迫りくる大量の敵と戦い抜くサバイバーアクションゲーム

事業の系統図は次のとおりであります。



（注）１．Intellectual Propertyの略。著作権等の知的財産権のこと。
２．ユーザーへの提供は、当社がプラットフォームを通じて直接ユーザーにサービス提供を行う場合と、協業パートナーを通じて行う場合があります。
３．ユーザーが購入したアイテム等の代金のうち、プラットフォーム利用に係る手数料や協業パートナーへの収益分配額を控除した金額や受託開発タイトルの対価を受領する場合があります。

２．当社の特徴及び強みについて

当社は、自社開発によるオリジナルタイトル及び協業パートナーとの共同事業タイトルの提供を行っており、高い成長性の確保と安定的な収益基盤の構築に努めております。

ａ　自社開発によるオリジナルタイトル（「クラッシュフィーバー」）

開発・運営に係るコスト負担が大きくなる一方で、得られる収益も大きくなるため、ヒット時に会社の成長に大きく寄与する特徴があります。

ｂ　共同事業タイトル（「HUNTER×HUNTER NEN×SURVIVOR」）

協業パートナーとの費用負担や役務分担、収益分配の内訳はタイトル毎に異なりますが、タイトル毎にリスクとリターンを見極めて経済条件を設計することで、収益性の向上を図っております。また、強みとしている長期運営力を活かし、中長期での累計収益確保に努めるとともに、知名度の高い他社IPを活用したタイトル開発・運営に取り組んでおります。

現在、当社は《技術で世界のスキマ時間を夢中にさせる、日本発のモバイルカジュアルゲームカンパニー》として、日本が誇るIPコンテンツを安心して託される開発基盤・開発実績を強みに、IP協業タイトルとオリジナルタイトルの両輪で新規タイトルの開発に取り組んでおります。

当社は、今までの有力IPゲーム及びオリジナルゲームでの強みを活かしたヒット実績、カジュアル、グローバル、長期運営のノウハウを有していることから、当社の強みを「日本を代表するIPを安心して託していただける会社」と認識しており、IPホルダーとの関係構築として、IPタイトルヒット実績をもとに新たな協業タイトルの創出に注力しております。そして継続的なIPゲームの開発に取り組むとともに、各タイトルの品質向上やゲームの面白さといったユーザー価値、ビジネス価値の創出にかける時間の最大化を目的とし、低コスト・短期間・高品質な開発・運営を実現すべく、独自開発基盤「SEED」の洗練に取り組んでおります。また、生成AIを個別の補助ツールにとどめず、開発フロー全体をAIの活用を前提として再設計しており、SEEDと生成AIを組み合わせることで、組織規模の拡大に依存せず複数の開発・運営ラインを並行して推進できる生産性の実現を目指しております。

４【関係会社の状況】

該当事項はありません。

なお、当社は非連結子会社１社を有しておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針・経営戦略等

当社は、「楽しいね！を、世界中の日常へ。」というミッションの実現に向け、国内市場及びグローバル市場をターゲットにしたモバイルゲームの企画・開発・運営に今後も注力していく方針であります。

現在、当社は《技術で世界のスキマ時間を夢中にさせる、日本発のモバイルカジュアルゲームカンパニー》として、日本が誇るIPコンテンツを安心して託される開発実績と独自の開発基盤「SEED」を強みに、新時代に求められる「新ゲームスタジオ」の確立を目指しております。その実現に向け、有力IP協業の拡大、オリジナルタイトルの新規開発の再始動、開発基盤「SEED」の洗練の３点に経営資源を集中してまいります。

また、当社は当事業年度において、収益性を重視した運営へ移行いたしました。今後も規律ある投資判断のもと、既存タイトルの安定運営による利益の維持と、新規タイトルの開発を両立してまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、中長期的な企業価値の向上を図るため、既存タイトルの収益性の維持・向上と新規タイトルへの投資を両立し、安定して利益を確保できる事業構造を確立することを重視しております。また、経営上の指標として、売上高及び営業利益を重視しており、これらを継続的に拡大することで、企業価値向上を図ってまいります。

(3) 経営環境

ゲーム市場のうち最も大きな割合を占めるモバイルゲーム市場は全世界で約12.6兆円（2025年）と言われております。エリア別に見ると、最大の市場は北米の4.28兆円となっておりますが、海外の各エリアや国単位でも、それぞれまとまった市場規模を有しており、各エリア、国単位でのシェア拡大の重要性を当社も認識しており、今後もシェア拡大を目指してまいります。
（出典：角川アスキー総合研究所「ファミ通モバイルゲーム白書2026」）

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、モバイルゲーム事業を推進しており、以下の主要課題に取り組んでまいります。

① 収益性の改善と事業構造の見直し

当社は、当事業年度において、タイトルごとに運営体制・費用構造・施策投資を精査し、収益性を重視した運営へ移行いたしました。また、収益性と将来性を踏まえて運営継続と施策投資の優先順位を再整理するとともに、全社の開発・運営体制と外部パートナーの活用方法を見直し、固定費負担の抑制を進めております。

今後は、既存タイトルについてはユーザーからの継続的な愛着を醸成し、中長期にわたる安定運営による利益の維持を図ります。新規タイトルについては、ユーザーニーズの的確な把握と効果的なプロモーションを推進するとともに、開発スケジュールや費用の管理を徹底いたします。これらを規律ある投資判断のもとで進め、安定して利益を確保できる事業構造の確立に取り組んでまいります。

② IP協業とオリジナルの両輪による新規タイトル開発

当社は「楽しいね！を、世界中の日常へ。」というミッションのもと、《技術で世界のスキマ時間を夢中にさせる、日本発のモバイルカジュアルゲームカンパニー》を目指しております。その実現に向け、日本が誇るIPコンテンツを安心して託される開発実績を強みに、IP協業タイトルとオリジナルタイトルの両輪で新規タイトルの開発を推進しております。

今後も、IP協業で培った開発・運営の知見を次のタイトルへ展開し、開発ラインを拡充してまいります。

③　技術革新への対応とAI駆動開発による生産性の向上

当社が事業展開するモバイルゲーム市場においては、技術革新が常に行われており、生成AIをはじめとする先端的なテクノロジーへの対応を適時かつ適切に進めることが、事業展開上の重要な要素であると認識しております。

当社では、独自の開発基盤「SEED」の開発を進め、ゲーム開発における低コスト、短期間、高品質の実現を目指しております。また、生成AIを個別の補助ツールにとどめず、開発フロー全体をAIの活用を前提として再設計するとともに、経営・マーケティング・バックオフィスを含む全社の業務で活用を進めております。SEEDと生成AIを組み合わせることで、組織規模の拡大に依存せず複数の開発・運営ラインを並行して推進できる生産性の実現を目指してまいります。なお、IP・創作領域における価値の源泉は、引き続き人の創造性にあると考えております。

④　少数精鋭の組織体制と人材の採用・育成

当社は、生成AIと独自の開発基盤「SEED」を活用し、組織規模の拡大に依存せず、少数精鋭の体制で総開発力を高めていくことが重要であると考えております。開発部門を中心に高度な専門性を有する人材が必要であることから、業務遂行能力、人格、当社の企業文化及び経営方針への共感を兼ね備えた人材の採用と、既存の人材の育成・維持に積極的に努めてまいります。

また、フルリモートワークやフレックスタイム制、育児と仕事の両立支援等を通じて、一人ひとりが成果に集中し、継続して活躍できる環境を整備するとともに、従業員のモチベーションを引き出す人事評価制度や福利厚生等の人事制度の構築に努めてまいります。

⑤　財務基盤の安定化

当社は、収益基盤の維持・拡大とともに、費用対効果を慎重に検討し、各種コストの見直し及び必要な資金の確保を継続的に行うことで財務基盤の強化を図ってまいります。

⑥　海外市場展開の強化

当社が事業展開するモバイルゲーム市場においては、趣味嗜好の多様化やグローバル化がより一層進行し、近年、日本並びに世界のモバイルゲーム市場を取り巻く競合環境の変化が以前にも増して著しくなってきております。その市場環境において当社が事業成長を進めていくためには、国内だけでなく、今後より一層の成長が見込まれる海外市場に当社のプロダクト・サービスを提供していく必要があると考えております。

具体的には、各地域の国民性や言語、デバイスの普及状況等に鑑みて、今後もプロダクト・サービスの企画・開発・運営に取り組んでいく方針であります。また、当社単独での展開のみでなく、国内外の有力なパートナーとの協業による展開も積極的に推進し、リスクの低減を図ります。

⑦　ゲームの安全性及び健全性の強化

モバイルゲームにおいては、ゲーム内アイテム等をオークションサイト等において売買するリアル・マネー・トレードや、不適切な水準での有料アイテム出現確率に関する問題、未成年による高額課金問題等が社会的な問題となっております。当社は、こうした状況を踏まえ、ゲーム業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが、重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体のガイドラインを遵守しております。

⑧　内部統制及びコンプライアンス体制、リスクマネジメントの強化

当社は、公正で透明な事業推進のため、内部統制及びコンプライアンス体制の整備が必須であると考えております。急速な事業の展開や拡大、外部環境やユーザーの嗜好の変化、技術革新等に迅速に対応するため、内部統制及びコンプライアンスの整備・運用に関する課題や状況に応じた対策に取り組む必要があります。

今後も引き続き、コンプライアンス意識の向上と周知徹底を推進し、管理体制や牽制機能の強化、潜在的なリスクの識別・評価・対策に取り組んでまいります。

⑨　システム基盤の強化

当社は、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、ユーザー数増加に伴うシステムの負荷分散や稼働状況の監視等の取り組みが必要となります。当社は、その重要性に鑑み、今後においてもシステム基盤の強化への取り組みを継続していく方針であります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

当社は、「楽しいね！を、世界中の日常へ。」をミッションとし、世界中の一人でも多くの人々の日常に、家族や友達と「楽しいね！」と笑いあえるひとときを届け、国・言語・文化・年齢・性別等あらゆる壁を越えて誰もが楽しめるプロダクト・サービスを創り、持続可能な社会の実現と社会貢献・企業価値の向上に取り組んでおります。
当社は、継続的なプロダクト・サービスの提供及び持続的な成長を目指すにあたり、サステナビリティへの取り組みは重要な経営課題として捉えております。

(1) サステナビリティ全般

① ガバナンス

当社は、中長期的な企業価値向上のため、今後、サステナビリティに関する取り組みを拡充する必要があると考えており、その具体的対応については、取締役会等で審議のうえ、実施・改善へと進めてまいります。当社のガバナンスに関しては、「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

② リスク管理

当社では、「リスクコンプライアンス管理規程」等に基づく体制構築や、取締役会や執行役員会等の社内会議、内部監査、弁護士等の外部専門家との連携を通じ、リスクの識別、評価、対策立案を行い、リスクの未然防止や会社の損失最小化に努めております。サステナビリティ関連の課題についても、取締役会等で検討のうえ必要な対応を行います。当社が認識するリスクについては、「第２　事業の状況　３　事業等のリスク」をご参照ください。

(2) 人的資本

① 戦略

当社の人的資本に関する戦略は、「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題　④　少数精鋭の組織体制と人材の採用・育成」に記載のとおりであり、人材の育成及び社内環境整備に関する方針は以下のとおりであります。

当社は、入社年数、年齢、国籍、性別等を区別することなく能力のある従業員が平等に管理職登用の機会が得られるよう、人事評価制度や福利厚生等の人事制度の構築に努めております。また、従業員のモチベーション維持・向上や人材育成の取り組みとして、四半期毎に全従業員が参加し事業方針や社内情報を共有する全体会の開催とその中での従業員表彰の実施、メンター制度の導入や定期的な上長との個別面談（１on１）の実施、半年毎の考課と報酬の見直し、スキルアップ研修やeラーニング等を実施しております。さらに、生成AIの活用を前提とした開発・業務体制への移行に向け、社内ガイドラインの整備やワーキンググループごとの活動等を通じて、従業員のAI活用を推進しております。

社内環境整備に関しては、少数精鋭の体制において、一人ひとりが成果に集中し、育児等のライフイベントを経ても継続して活躍できる環境を整備することが重要であると考えております。このため、従業員の健康促進や心身の健康サポート（ストレスチェックや産業医との面談）の実施や社内相談窓口の設置、フルリモートワークやフレックスタイム制、時間単位有給休暇制度の導入等を実施しております。加えて、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画に沿って、育児短時間勤務制度の対象範囲の拡大による育児と仕事の両立支援、勤怠管理を通じた長時間労働の抑制及び年次有給休暇の計画的な取得促進に取り組んでおります。

② 指標及び目標

当社では、「①　戦略」に記載のとおり、育児等のライフイベントを経ても継続して活躍できる環境を整備することが重要であると考えております。このため、性別を問わず育児と仕事を両立できる環境の整備状況に関する指標として、男性労働者の育児休業取得率を選定し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画において、計画期間平均で60%以上とすることを目標としております。当事業年度における実績は、「第４　提出会社の状況　５　従業員の状況等　（２）従業員の状況　④　管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異」に記載しております。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している事項を以下に記載しております。当社は、これらのリスクが顕在化する可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) モバイルゲーム市場について

当社は、モバイルゲーム事業を主たる事業領域としていることから、PCやコンソール、スマートフォンも含めたゲーム市場全体の動向が当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社が属するモバイルゲーム業界を取り巻く環境については、「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　(3) 経営環境」に記載のとおりであります。

当社では、上記の経営環境に関する統計に基づき、今後もモバイルゲーム市場が安定的に推移することを事業展開の前提とし、ユーザーニーズを的確に捉え、これまでに培ったモバイルゲームの企画・開発・運営のノウハウを活かすことで市場での競争力を高めていくことを想定しております。しかしながら、今後、当社の予期せぬ要因によりモバイルゲーム市場に変化が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) プラットフォーム事業者について

当社のモバイルゲームは、Apple Inc.が運営するApp Store及びGoogle LLCが運営するGoogle Play等のプラットフォームを通じて海外を含む多くのユーザーに提供しております。当該プラットフォーム事業者の事業戦略の転換、手数料率の変更等が実行された場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。当該リスクに対し、プラットフォーム事業者の動向については、業界団体等からの情報収集を行うことで適切に対応することを想定しております。

(3) 競合について

当社は、モバイルゲームの企画・開発・運営・販売を行っておりますが、類似サービスを提供する企業等は多数存在しており競争は激化しております。当社ではこれまでに培ったモバイルゲームの開発・運営のノウハウを活かし、ユーザーニーズを的確に捉え、競合他社と差別化したサービスを提供することを想定しております。しかしながら、今後、競争激化によりユーザー数の減少等の変化が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) ユーザーの嗜好の変化について

当社は、モバイルゲームの企画・開発・運営・販売を行っておりますが、競合となるモバイルゲームは多数存在しております。ユーザーの嗜好の変化に対応するため、ユーザーニーズの的確な把握や、それに対応するサービスの提供に努めておりますが、それらが何らかの要因により困難となった場合には、想定していた収益が得られず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 協業パートナー等の動向について

当社は、モバイルゲームの開発・運営を行う際、第三者との協業によりこれらを推進することがあります。協業タイトルは、自社単独での開発・運営に比べて収益性は低下するものの、各種役務や費用を協業パートナーと分担することでリスクの低減を図ることができるほか、強みの異なるパートナーと組むことでより魅力的なタイトルを生み出すことに繋がると考えております。

次に、当社では第三者が権利を保有するキャラクター等の利用に関するライセンス契約等を版権所有者と締結したうえで、モバイルゲーム内で使用することがあり、当社アプリ・ゲームと親和性の高いIPの開拓を継続的に行い事業機会の拡大やユーザー満足度の向上を図っております。

また、当社ではモバイルゲームに使用するイラストやサウンド等の制作工程の一部を外部クリエイターに委託することで機動的な開発・運営体制とするため、外部クリエイターの開拓を継続的に行い複数のクリエイターへの委託の分散を図っております。

しかしながら、これらの協業パートナー等の事業戦略の転換並びに動向、新規開拓の状況によっては、モバイルゲームの運営や開発方針、または協業内容に変更が生じること等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、協業パートナーと当社間、または協業パートナーもしくは当社と版権所有者間で契約内容の変更が行われた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。今後も協業での開発・運営を行う際には、そういったリスクへの対応も十分に検討したうえで実施してまいります。

(6) 特定タイトルへの依存について

当社の売上高に占めるオリジナルタイトル及び協業タイトルのうち主要な２タイトルに関連する売上高合計の割合が、当事業年度において60%を超えております。このうち協業タイトルに関連する売上高は、当該タイトルにおけるユーザー動向に加え、協業パートナーの動向によっても影響を受けます（「(5) 協業パートナー等の動向について」参照）。このような状況への対応として今後は、既存タイトルの維持・拡大、IP協業タイトル及びオリジナルタイトルの両輪による新規タイトルの開発・運営を通じて収益源の分散を図り、当該両タイトルへの依存度を低減していく方針であります。しかしながら、事業環境の変化等により、当該両タイトルに関連する売上高が縮小し、想定していた計画値を下回った場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 開発費及び広告宣伝費の回収について

近年、スマートフォンの高性能化及びユーザーニーズの高度化や多様化に伴い、モバイルゲーム開発における期間の長期化及び開発費の高騰が顕著となっているほか、事業の特性上、サービスリリース後の運営においても継続的にアップデートを行うことが長期的なユーザー満足度の向上には欠かせない要素となっております。また、効果的なユーザー獲得のため、様々なメディアを活用した高額な広告宣伝費が必要なケースが増加しており、これらにより多額の運転資金が必要になる可能性があります。

当社では、既存タイトルで培った各種ノウハウを活かした低コスト、短期間、高品質の実現を目指した独自の開発基盤「SEED」の開発及び生成AIの活用、タイトル単位での開発状況の進捗管理や、費用対効果を見極めた広告宣伝の実行により、安定した財務基盤の構築に努めております。

しかしながら、事業を継続していくにあたって、新規開発スケジュールやアップデートの遅延、もしくは開発中止となった場合や期待した成果が得られない場合、広告宣伝の効果が得られない場合には、開発費及び広告宣伝費の回収ができず、当社の事業、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) システム障害について

当社の事業は、スマートフォンやPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や外部からのサイバー攻撃、事故（社内外の人的要因によるものを含む）等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社の運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピュータ・システムがダウンした場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社のコンピュータ・システムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータ・ウイルスやクラッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報管理について

当社は、当社が運営するサイト利用者の個人情報を取得する場合があります。当社では個人情報の外部漏洩・改ざん等の防止のため、個人情報を取り扱う際の業務フローや権限体制を明確化し、個人情報取扱規程を策定し、個人情報保護に関する意識の向上を図ることで、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等の法的規制の遵守に努めております。このような対策にも関わらず、外部からの不正アクセス等により、個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合、損害賠償請求等の金銭補償や企業イメージの悪化等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(10) 海外展開について

当社は、海外市場での事業拡大を積極的に進めてまいりますが、海外展開に際してはその国の法令、制度、政治、経済、商慣習の違い等の様々な潜在的リスクが存在しております。

また、当社における外貨建ての主な取引は、モバイルゲーム事業における海外での課金アイテムの販売でありますが、発生する債権については、契約上ほとんどが円建てでの回収となっております。今後、海外市場での事業拡大を積極的に進めていくなかで、外貨建ての取引が増加した場合には、為替動向を注視し必要な対策を講じることを想定しております。

当社は、当該リスクを認識のうえ、影響を最小限にするために、事前に十分な調査及び対策を講じて海外展開を推進しております。しかしながら、それらのリスクに対処できなかった場合等には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 特定人物への依存について

当社の創業者であり、取締役ファウンダーである常川友樹は、創業以来、当社の事業推進において重要な役割を担ってまいりました。同氏は、モバイルゲームだけでなく、インターネットサービスの企画から開発、運用に至るまで豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。また、当社の代表取締役社長CEOである佐藤彰紀は、2026年６月の就任以前より、当社の取締役COO兼CFOとして、モバイルゲーム事業運営及び財務・管理部門の責任者を歴任し、事業戦略の策定・遂行に関する豊富な知識と経験を有しております。同氏は就任以降、経営の最高責任者として、経営方針及び事業戦略の決定並びにその遂行において重要な役割を担っております。当社では、取締役会や業務執行取締役会、執行役員会、事業進捗報告会等において役員及び従業員への情報共有や権限移譲を進める等組織体制の強化を図りながら、両氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、何らかの理由により両氏が当社の経営に関与することが困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(12) 人材の採用・育成について

当社は、生成AIや独自の開発基盤の活用により求められるスキルが変化するなかで、少数精鋭の体制で総開発力を高めていくことが重要であると考えており、優秀な人材や成長ポテンシャルの高い人材の採用及び従業員の更なる育成・維持に努める必要性を強く認識しております。開発部門・管理部門ともに高度な専門性を有する人材が必要であり、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用できるよう取り組むこと及び従業員の更なる育成・維持に積極的に努めていくことが必須であると認識しております。

しかしながら、当社の採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成・維持が計画どおりに進まなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。今後も優秀な人材の採用・育成のため、採用活動の継続的な推進や、研修制度の充実等に努めてまいります。

(13) 内部管理体制及びコンプライアンス体制の整備について

当社は、公正で透明な事業推進のため、内部管理体制及びコンプライアンス体制の整備が必須であると考えております。急速な事業の展開や拡大、外部環境やユーザーの嗜好の変化、技術革新等に迅速に対応するため、内部統制及びコンプライアンスの整備・運用に関する課題や状況に応じた対策に取り組む必要があります。

今後も引き続き、コンプライアンス意識の向上と周知徹底を推進し、管理体制や牽制機能の強化、潜在的なリスクの識別・評価・対策に取り組んでまいります。

モバイルゲームの開発・運営においては、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」における有利誤認・優良誤認の防止や過度な射幸性の抑止、「資金決済に関する法律（資金決済法）」におけるゲーム内通貨の取扱い等を法令に沿って実施する必要があります。これらの対策として、顧問弁護士への相談や情報交換、当社が所属する一般社団法人日本オンラインゲーム協会が定める各種ガイドラインの遵守や同協会のセミナー参加等による最新動向の把握に努めております。

また、ユーザーが安心してモバイルゲームを利用できるよう利用規約等において、ゲーム内アイテム等をオークションサイト等において売買するリアル・マネー・トレードや、不適切な水準で有料アイテムを出現させる行為等を禁止しているほか、ユーザーの不適切行為のモニタリングにより当該行為を把握した場合には、注意喚起やアカウント停止等の措置を行うことで、安全かつ健全なサービス提供の維持に努めております。

当社では、今後ユーザーや社会から信頼を獲得し企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、事業活動における法令やガイドライン、社内規程の遵守を全役員及び全従業員を対象として啓蒙し、全社的なコンプライアンス意識の向上を図っております。

しかしながら、これらの取り組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクや、ユーザーの不適切行為等を完全に把握・解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、新たな法令・規制等の制定、既存の法令・規制等の改訂・解釈の変更が行われた場合、法令等に抵触せずとも当社のレピュテーションに関わる事象が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(14) 技術革新への対応について

当社はインターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われ、非常に変化の激しい業界となっております。また、ハード面においては、新技術に対応した新しいサービスが相次いで展開されております。加えて、近年の生成AIの急速な発展・普及は、モバイルゲームの企画・開発・運営の各工程において生産性の向上に寄与する一方、開発コストの低下を通じて新規参入を増加させ、業界の競争環境を大きく変化させる可能性があります。また、生成AIにより、協業パートナーにおいてモバイルゲームの開発・運営を内製化する障壁が低下し、当社が担う共同事業や開発・運営の機会が減少する可能性があります。このため、当社は、エンジニアの採用・育成や創造的な職場環境の整備、生成AIの活用を前提とした開発フロー全体の再設計及び全社業務における生成AIの活用推進、利用ガイドラインの整備、また特にスマートフォンに関する技術、知見、ノウハウの取得に注力しております。しかしながら、係る知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また技術革新・生成AIに対する当社の対応が遅れた場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費等の支出が拡大する可能性があります。このような場合には、当社の技術力低下、それに伴うサービスの質の低下、そして競争力の低下を招き、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、生成AIの利用により、制作した成果物が意図せず第三者の知的財産権を侵害した場合や機密情報が漏洩した場合には、損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 知的財産権の管理について

当社は、運営するコンテンツ及びサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権の侵害を防ぐため、必要に応じて当社コーポレート部及び顧問弁護士等の外部専門家への委託による事前調査を行っております。

しかしながら、万が一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払い等が発生する可能性があります。また、当社が保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性があるほか、当社が保有する権利の権利化ができない場合もあります。こうした場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(16) 資金調達について

当社は、モバイルゲームの開発・運営費用につきましてはエクイティでの調達に加え、銀行借入や社債発行により調達しており、有利子負債比率が高い状況にあります。そのため、金融情勢の変化に伴い金利が変動した場合や当社の信用力が低下した場合には、支払利息の増加等、当社の事業及び業績、財政状態に影響を与える可能性があります。

(17) その他

① 配当政策について

当社は、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としておりますが、現状では事業拡大のための投資に充当していくことが最大の利益還元に繋がるものと考えております。このことから、当面の間は内部留保の充実を図る方針であり、内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた運転資金として有効に活用していく予定であります。現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

② ストック・オプションについて

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブプランの一環として、ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。当事業年度末現在のストック・オプションによる潜在株式の合計は164,438株であり、発行済株式総数の6.3%に相当しております。これらのストック・オプションが行使されると、当社株式の１株当たりの価値が希薄化し、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

③ 自然災害、事故等について

当社では、自然災害、事故等に備え、定期的バックアップ、稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、重大な感染症が国内外において流行した場合、モバイルゲームの企画・開発・運営・販売を行う当社事業への直接的な影響は軽微であると判断しております。しかしながら当該感染症の拡大状況や収束時期により、ユーザーの消費動向や当社事業の開発・運営体制、取引先企業等への影響が生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

④ 繰延税金資産について

当社は、事業計画を基礎として見積られた将来の課税所得に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消時期をスケジューリングし、将来の税金負担額を軽減する効果を有する繰延税金資産の金額を算出しております。繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり見積られた将来の課税所得は、実現可能性について慎重に検討を行っておりますが、当社の業績や経営環境の著しい変化により将来の課税所得の予測の変更や更なる税務上の繰越欠損金の発生が見込まれ繰延税金資産の一部ないしは全部が回収できないと判断した場合、当期純利益に影響を与える可能性があります。

⑤ 税務上の繰越欠損金について

当事業年度末時点において、当社は税務上の繰越欠損金を有しております。繰越欠損金は、将来の課税所得から控除することが可能であるため、繰越欠損金を利用することにより将来の税額を減額することができます。しかしながら繰越欠損金の利用額と利用期間には、税務上、一定の制限が設けられております。よって計画どおりに課税所得が発生しない場合、繰越欠損金を計画どおり利用できないこととなるため、所定の税率に基づく法人税等が課税されることになり、当期純利益やキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。一方で、当社の業績が事業計画に比して順調に推移することにより、繰越欠損金が解消された場合には、所定の税率に基づく納税負担が発生するため、当期純利益やキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

① 経営成績の状況

当社は「楽しいね！を、世界中の日常へ。」というミッションを掲げ、世界中の一人でも多くの人々の日常に、家族や友達と「楽しいね！」と笑いあえるひとときを届け、国・言語・文化・年齢・性別等あらゆる壁を越えて誰もが楽しめるプロダクト・サービスを創り、コミュニケーションを通じた「笑顔」を世界の隅々まで広げることを目指しております。

株式会社ブシロードとの共同開発タイトル「HUNTER×HUNTER NEN×SURVIVOR」は、2026年２月18日に配信が開始（アメリカ地域のみ３月16日に配信開始）されました。また、第１四半期累計期間に新たに着手した有力IPタイトルの開発は、株式会社サンリオとの新作モバイルゲームの共同開発として順調に進捗しているほか、2026年８月に公表した新たな２件のモバイルゲーム開発にも着手しております。なお、当社が開発を担当していた「ジャンプ＋ジャンブルラッシュ」は、2026年９月17日をもってサービスを終了しております。

当事業年度の売上高の状況については、前述の有力IPタイトルを含む新規タイトル開発及び既存タイトル運営に係る開発・運営売上高は前年同期比で増収となったほか、「HUNTER×HUNTER NEN×SURVIVOR」が配信開始以降の業績に寄与しました。一方で、「クラッシュフィーバー」や「パンドランド」（2026年３月サービス終了）が前年同期比で減収となったこと等により、会社全体では前年同期比で減収となりました。

営業利益、経常利益については、先行投資として新規タイトル開発が進捗したことや研究開発に継続して取り組む一方で、プラットフォーム手数料等の売上連動費用が減少したことに加え、会社全体のコストコントロールに努め、外注費及び広告宣伝費等を抑制した結果、売上原価、販売費及び一般管理費ともに前年同期比で減少しましたが、売上高の減収影響を補うには至らず、会社全体では赤字となりました。

当期純利益については、経常損失に加え、2022年５月１日付でユナイテッド株式会社の子会社（当時）であるプラスユー株式会社から取得した「クラッシュフィーバー」に係る固定資産（運営権）及び当社の共用資産である建物について減損損失91,090千円を特別損失として計上したほか、繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、法人税等調整額53,383千円（前事業年度は△17,560千円）を計上し、当期純損失となりました。

この結果、当事業年度の売上高は1,944,860千円（前年同期比16.0%減）、営業損失は162,097千円（前事業年度は営業損失129,648千円）、経常損失は182,175千円（前事業年度は経常損失153,522千円）、当期純損失は329,916千円（前事業年度は当期純損失131,578千円）となりました。

なお、当社はモバイルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 財政状態の状況

（資産）

当事業年度末の流動資産は1,417,412千円となり、前事業年度末に比べ312,681千円減少しました。これは主に、契約資産が83,652千円増加したものの、売掛金が165,543千円、現金及び預金が96,726千円、仕掛品が82,281千円減少したことによるものであります。

固定資産は81,021千円となり、前事業年度末に比べ173,549千円減少しました。これは主に、運営権が116,666千円、繰延税金資産が53,383千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は1,498,433千円となり、前事業年度末に比べ486,230千円減少しました。

（負債）

当事業年度末の流動負債は718,199千円となり、前事業年度末に比べ6,707千円減少しました。これは主に、１年内返済予定の長期借入金が61,560千円、未払法人税等が6,206千円増加したものの、１年内償還予定の社債が40,000千円、買掛金が23,195千円、預り金が10,234千円減少したことによるものであります。

固定負債は505,614千円となり、前事業年度末に比べ158,776千円減少しました。これは主に、社債が160,000千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,223,814千円となり、前事業年度末に比べ165,483千円減少しました。

（純資産）

当事業年度末の純資産は274,619千円となり、前事業年度末に比べ320,747千円減少しました。これは主に、繰越利益剰余金が329,916千円減少したことによるものであります。

③　キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ96,726千円減少し、1,158,460千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、54,978千円（前事業年度は310,079千円の使用）となりました。これは主に、税引前当期純損失の計上273,265千円があったものの、棚卸資産の減少額82,281千円、売上債権及び契約資産の減少額81,890千円、減損損失の計上91,090千円、減価償却費の計上46,916千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、14,280千円（前事業年度は4,135千円の獲得）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出13,589千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、137,425千円（前事業年度は231,023千円の獲得）となりました。これは、長期借入れによる収入430,000千円があったものの、長期借入金の返済による支出367,216千円、社債の償還による支出200,209千円があったことによるものであります。

④　生産、受注及び販売の実績

ａ．生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

ｂ．受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

ｃ．販売実績

販売実績は次のとおりであります。

当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）	
販売高（千円）	前年同期比（%）
1,944,860	84.0

（注）１．当社の報告セグメントは、モバイルゲーム事業のみであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

２．最近２事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）		当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）	
	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）
株式会社ブシロード	290,475	12.5	679,882	35.0
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	553,886	23.9	488,701	25.1
Google LLC	483,763	20.9	277,332	14.3
Apple Inc.	581,518	25.1	273,000	14.0
株式会社ゲームフリーク（注）２	281,982	12.2	―	―

（注）１．主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

２．当事業年度の株式会社ゲームフリークに対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

①　重要な会計方針の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たり、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内にて合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

詳細につきましては、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

② 経営成績の分析

当社の報告セグメントは、モバイルゲーム事業のみであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

（売上高）

当事業年度の売上高は、1,944,860千円（前年同期比16.0%減）となりました。詳細につきましては、「第２　事業の状況　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　(1) 経営成績等の状況の概要　①　経営成績の状況」をご確認ください。

（売上原価及び売上総利益）

当事業年度の売上原価は、主に売上連動費用が減少したことにより、1,534,897千円（前年同期比16.3%減）となりました。これらの結果、売上総利益は409,963千円（前年同期比15.1%減）となりました。詳細につきましては、「第２　事業の状況　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　(1) 経営成績等の状況の概要　①　経営成績の状況」をご確認ください。

（販売費及び一般管理費及び営業利益）

当事業年度の販売費及び一般管理費は、主に広告宣伝費のコストコントロールにより、572,060千円（前年同期比6.6%減）となりました。これらの結果、営業損失は162,097千円（前事業年度は営業損失129,648千円）となりました。詳細につきましては、「第２　事業の状況　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　(1) 経営成績等の状況の概要　①　経営成績の状況」をご確認ください。

（営業外損益及び経常利益）

当事業年度の営業外収益は、主に補助金収入が増加したことにより、7,435千円（前年同期比120.9%増）となりました。営業外費用は、主に支払利息が増加したことにより、27,513千円（前年同期比1.0%増）となりました。これらの結果、経常損失は182,175千円（前事業年度は経常損失153,522千円）となりました。

（特別損益及び当期純利益）

当事業年度の特別利益は発生しておりません。特別損失は、減損損失を計上し91,090千円となりました。

また、当事業年度及び今後の業績動向を総合的に勘案し、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産が減少し、法人税等調整額53,383千円を計上しました。これらの結果、当期純損失は329,916千円（前事業年度は当期純損失131,578千円）となりました。

③ 財政状態の分析

「第２　事業の状況　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　(1) 経営成績等の状況の概要　②　財政状態の状況」をご確認ください。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第２　事業の状況　３　事業等のリスク」をご参照ください。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の主な資金需要は、モバイルゲームの開発・運営に係る人件費や外注費、広告宣伝費等であります。これらの資金需要に対しては、自己資金のほか、金融機関からの借入や社債の発行及び新株発行による調達を併用し十分な資金の流動性を確保することを基本方針としております。

運転資金として金融機関より430,000千円の借入を実施しております。

なお、調達した資金は、流動性確保のために主に普通預金で運用することとしており、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は1,158,460千円となっております。

⑥ 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、モバイルゲームにおける各種機能の標準化や高品質化、開発及び運営に係る各種工数の削減を実現する開発基盤の創出を目的とした研究開発活動に取り組んでおります。

当事業年度の研究開発費の総額は、99,283千円であります。

なお、当社はモバイルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当社は、モバイルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
当事業年度における設備投資の総額は12,769千円で、その内容は、業務用PCの購入に係るものであります。
なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

2026年８月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 （名）
			建物	工具、器具 及び備品	運営権	合計	
本社 （名古屋市中区）	モバイルゲーム事業	業務設備	－	14,500	－	14,500	86 (1)
東京オフィス （東京都千代田区）	モバイルゲーム事業	業務設備	－	341	－	341	38 (－)

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。
２．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイトを含み、派遣社員を除く）は、年間の平均人員を(　)内に外数で記載しております。
３．本社、東京オフィスは賃借物件であり、年間賃借料（共益費を含む）は38,736千円であります。
４．上記のほか、PC（オペレーティング・リース）をリース契約により賃借しており、年間リース料は886千円、リース期間は３年～３年６ヶ月であり、当事業年度末時点においてリース契約は終了しております。
５．建物及び運営権は減損損失計上後の金額を記載しております。なお、減損損失の内容につきましては、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　（１）　財務諸表　注記事項（損益計算書関係）　※４　減損損失」に記載のとおりであります。

３【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（2026年８月31日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月24日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,598,212	2,598,212	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,598,212	2,598,212	―	―

（注）「提出日現在発行数」欄には、2026年11月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法の規定に基づき、発行した新株予約権は次のとおりであります。

第７回新株予約権

決議年月日	2018年８月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　１ 当社従業員　120
新株予約権の数（個）　※	29,410（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　29,410
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	2,500（注）２
新株予約権の行使期間　※	自　2020年８月31日 至　2028年８月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　2,500 資本組入額　1,250
新株予約権の行使の条件　※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）４

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。

ただし、新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

①　当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に伴い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

②　当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

２．行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

①　当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。適用時期は、上記１①の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

②　当社が、(ⅰ)時価を下回る１株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ⅱ)時価を下回る１株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式１株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新株発行（処分）株式数\times１株あたり払込金額}{１株あたり時価}}{既発行株式数＋新株発行（処分）株式数}$$

③ 本項目の第２号(ⅱ)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

④ 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

⑤ 当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目②号に基づく調整は行われないものとする。

３．新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④ 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第１項に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、第２項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第３号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の末日までとする。

⑥ 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に係る契約又は計画において定めるものとする。

⑦ 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

第９回新株予約権

決議年月日	2019年８月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　１ 当社従業員　70
新株予約権の数（個）　※	26,406（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　26,406
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	2,500（注）２
新株予約権の行使期間　※	自　2021年８月31日 至　2029年８月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　2,500 資本組入額　1,250
新株予約権の行使の条件　※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）４

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

① 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に伴い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

② 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

２．行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

① 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。適用時期は、上記１①の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

② 当社が、(ⅰ)時価を下回る１株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ⅱ)時価を下回る１株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式１株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\frac{新株発行（処分）株式数\times１株あたり払込金額}{１株あたり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

③　本項目の第２号(ⅱ)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

④　当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

⑤　当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目②号に基づく調整は行われないものとする。

３．新株予約権の行使の条件

①　本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②　権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③　本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④　本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

①　交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第１項に準じて決定する。

④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、第２項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第３号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤　新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の末日までとする。

⑥　権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に係る契約又は計画において定めるものとする。

⑦　取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

第10回新株予約権

決議年月日	2020年８月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　38
新株予約権の数（個）　※	5,022（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　5,022
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	2,500（注）２
新株予約権の行使期間　※	自　2022年８月17日 至　2030年８月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　2,500 資本組入額　1,250
新株予約権の行使の条件　※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）４

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

① 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に伴い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

② 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

２．行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

① 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。適用時期は、上記１①の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

② 当社が、(ⅰ)時価を下回る１株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ⅱ)時価を下回る１株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式１株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

$$調整後払込金額＝調整前払込金額\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新株発行（処分）株式数\times１株あたり払込金額}{１株あたり時価}}{既発行株式数+新株発行（処分）株式数}$$

③　本項目の第２号(ⅱ)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

④　当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

⑤　当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目②号に基づく調整は行われないものとする。

３．新株予約権の行使の条件

①　本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②　権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③　本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④　本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

①　交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第１項に準じて決定する。

④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、第２項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第３号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤　新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の末日までとする。

⑥　権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に係る契約又は計画において定めるものとする。

⑦　取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

第12回新株予約権

決議年月日	2025年11月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　3 当社執行役員　7
新株予約権の数（個）※	1,036　（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 103,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	773　（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自　2027年11月28日　至　2029年11月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　1,009 資本組入額　504.5
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

※　当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

① 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に伴い調整するものとし、調整により生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

② 本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

２．行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

① 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

② 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新株発行株式数\times１株あたり払込金額}{新株発行前の１株あたりの時価}}{既発行株式数+新株発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新株発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使の条件

①　権利者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②　権利者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に権利者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①　交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第１項に準じて決定する。

④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、第２項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第３号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤　新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の末日までとする。

⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧　その他新株予約権の行使の条件
第３項に準じて決定する。

⑨　新株予約権の取得事由及び条件
以下に準じて決定する。

(ⅰ)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(ⅱ)権利者が権利行使をする前に、第３項に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑩　その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2021年12月24日（注）１	△1,500	2,188,212	－	348,207	－	955,500
2021年９月１日～2022年８月31日（注）２	12,200	2,200,412	6,012	354,219	6,012	961,512
2023年１月５日（注）３	350,000	2,550,412	213,850	568,069	213,850	1,175,362
2022年９月１日～2023年８月31日（注）２	42,000	2,592,412	5,160	573,229	5,160	1,180,522
2023年９月１日～2024年８月31日（注）２	2,000	2,594,412	1,000	574,229	1,000	1,181,522
2024年12月23日（注）４	3,800	2,598,212	1,478	575,708	1,478	1,183,000

（注）１．自己株式の消却による減少であります。
２．新株予約権の行使によるものであります。
３．有償第三者割当
割当先　　Happy Elements株式会社
発行価格　　1,222円
資本組入額　611円
４．事後交付型業績連動型株式報酬制度による新株式の発行による増加であります。
割当先　　当社取締役（社外取締役を除く。）５名及び執行役員５名
発行価額　　778円
資本組入額　389円

（５）【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	1	18	24	18	10	1,454	1,525	―
所有株式数（単元）	―	60	2,610	4,554	708	729	17,298	25,959	2,312
所有株式数の割合（%）	―	0.2	10.1	17.5	2.7	2.8	66.7	100	―

（注）自己株式48,656株は、「個人その他」に486単元、「単元未満株式の状況」に56株含まれております。

（６）【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
常川友樹	東京都中野区	356	13.97
Happy Elements株式会社	京都府京都市下京区東洞院通四条下る元悪王子町51番地	350	13.73
石川篤	東京都世田谷区	225	8.84
久手堅憲彦	富山県射水市	106	4.14
ユナイテッド株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目２番５号	90	3.54
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目４番地	76	2.98
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番７号	75	2.93
松本光雄	愛知県名古屋市瑞穂区	71	2.79
LINE Ventures Japan有限責任事業組合	東京都千代田区紀尾井町１番３号	60	2.35
佐藤彰紀	愛知県名古屋市名東区	51	1.98
計	―	1,460	57.25

（注）１．所有株式数については千株未満を四捨五入により表示しております。
２．発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除し、小数点以下第３位を四捨五入して算出しております。
３．2026年２月６日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、西條晋一氏が2025年12月26日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年８月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
西條晋一	東京都目黒区	121	4.64
計	―	121	4.64

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 48,600	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,547,300	25,473	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,312	―	―
発行済株式総数	2,598,212	―	―
総株主の議決権	―	25,473	―

②【自己株式等】

2026年８月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ワンダープラネット株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目23番18号	48,600	―	48,600	1.87
計	―	48,600	―	48,600	1.87

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　普通株式

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他 （―）	―	―	―	―
保有自己株式数	48,656	―	48,656	―

（注）当期間における保有自己株式数には、2026年11月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としておりますが、現状では事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元に繋がるものと考えております。

このことから、当面の間は内部留保の充実を図る方針であり、内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた運転資金として有効に活用していく予定であります。現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年１回の期末配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年２月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

上記の方針を踏まえた上で、当事業年度の配当につきましては無配としております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速性を高めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

②　企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、取締役会の諮問機関として過半数の社外役員で構成される報酬委員会、内部監査を実施する内部監査人を設置しております。その他に業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し執行役員を選任しております。これらの各機関が相互に連携し、透明性の高い意思決定、迅速な業務執行及び監査の実効性を担保することが、当社の持続的発展に有効であると考えているため、現在の体制を採用しております。

イ．会社の機関の内容

ａ．取締役会

当社の取締役会は、取締役６名（うち社外取締役３名）で構成され、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、月１回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた時に臨時取締役会を都度開催しております。取締役会の議長は、代表取締役社長CEOが務めております。構成員の氏名については、「（2）役員の状況　①役員一覧」に記載のとおりであります。

なお、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監視を行っております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は原則月１回の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度においては、当社は15回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏　名	開催回数	出席回数
佐藤　彰紀	15回	15回
常川　友樹	15回	14回
石川　篤	15回	15回
和田　洋一	15回	14回
手嶋　浩己	15回	15回
吉嗣　浩隆	10回	10回

（注）吉嗣浩隆は、2025年11月27日開催の定時株主総会で選任された新任の取締役であるため、就任後の出席状況を記載しております。

当事業年度における取締役会の具体的な検討内容は、事業計画の進捗及び事業計画の策定、経営に関する重要な方針の決定、代表取締役の選定、新規事業への取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化、コーポレート・ガバナンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等であります。

b．監査役会

当社は常勤監査役を１名、非常勤監査役２名（うち社外監査役２名）を選任しており、監査役会規程に従い、原則月１回、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会の議長は、常勤監査役が務めております。構成員の氏名については、「（2）役員の状況　①役員一覧」に記載のとおりであります。監査役会では、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、職務経験や専門的な見地から経営監視をしております。また、常勤監査役は取締役会やその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況を監視しております。

c．報酬委員会

取締役の報酬等に係る取締役会の独立性、客観性、説明責任を強化することを目的として、報酬委員会を設置しております。有価証券報告書提出日現在の構成員の氏名は、以下のとおりであります。

委員長　社外取締役　和田　洋一
委員　　社外取締役　手嶋　浩己
委員　　常勤監査役　竹島　由美子

報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は任意の報酬委員会を２回開催いたしました。個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

氏　名	開催回数	出席回数
和田　洋一	２回	２回
手嶋　浩己	２回	２回
竹島　由美子	２回	２回

任意の報酬委員会における具体的な検討内容として、取締役の基本報酬、業績連動報酬及びストック・オプションとしての報酬等の額及び内容について審議、検討を行い、取締役会に答申しております。

d．業務執行取締役会

当社は、社外取締役を除く取締役（以下「業務執行取締役」という。）からなる業務執行取締役会を設置しております。業務執行取締役会は原則毎週開催しており、職務権限規程で定められた経営上の重要事項の審議を行い、業務執行に関わる意思決定の機動性・効率性向上を図っております。なお、業務執行取締役会の議長は代表取締役社長CEOが務めており、構成員である取締役の氏名については、「（2）役員の状況　①役員一覧」に記載のとおりであります。また、常勤監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

e．執行役員会

当社は、業務執行取締役及び執行役員からなる執行役員会を設置しております。執行役員会は原則毎週開催しており、職務権限規程で定められた事項の審議を行い、事業の状況及び業務執行上の課題や対策について報告しております。また、当社が抱えるリスクやコンプライアンスを議論する目的で、外部環境、財務、コンプライアンス、労務、事故・災害等のリスク項目を整理し、その対策について随時検討を行っております。なお、執行役員会の議長は代表取締役社長CEOが務めており、構成員である業務執行取締役及び執行役員の氏名については、「（2）役員の状況　①役員一覧」に記載のとおりであります。また、常勤監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

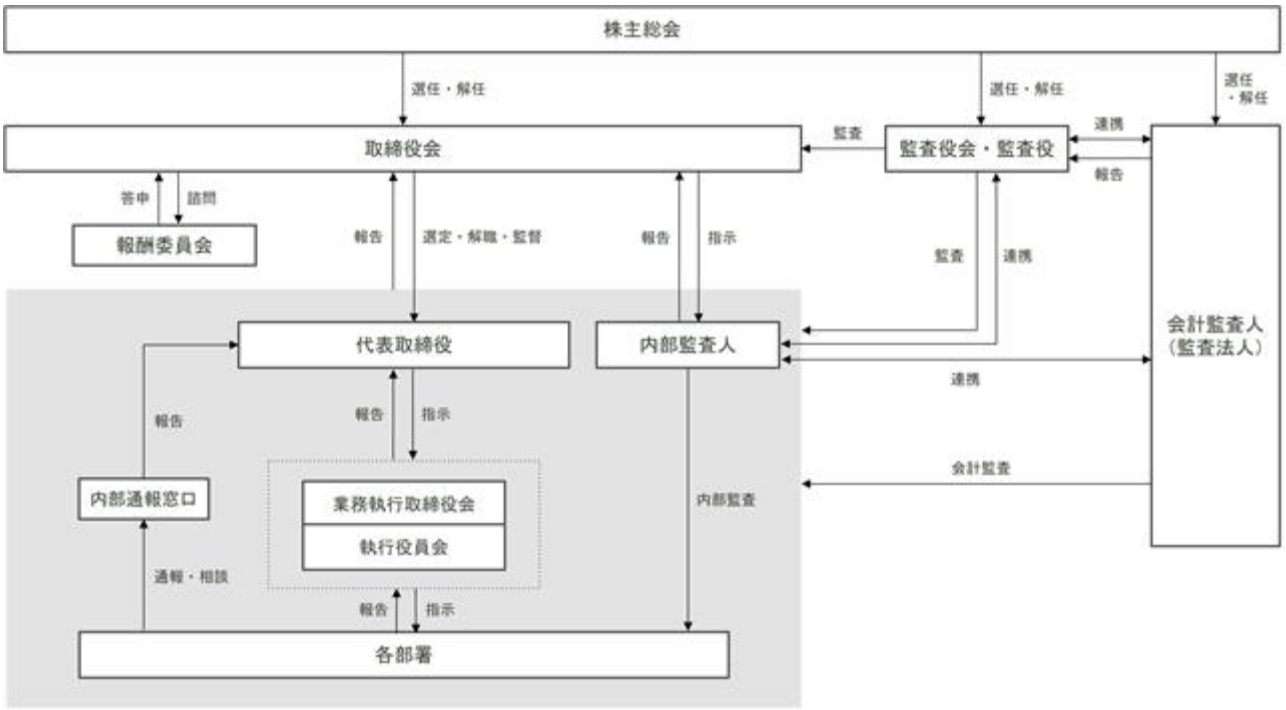
f．内部監査人

当社は、内部監査室を設置しており、事業規模等を勘案し、管理部門から選任した兼任の内部監査責任者１名及び内部監査委託先である外部専門家（以下「内部監査人」という。）により、内部監査規程に基づき、内部監査を計画・実施・報告しております。内部監査人は自己監査とならないように、自身が所属する部門以外の監査を実施しており、管理部門の監査は外部専門家が実施しております。内部監査人は監査結果を取締役会に報告するとともに、被監査部門に対して監査結果を通達し、改善等のための指摘及び改善状況の確認を行っております。また、内部監査人と監査役会、会計監査人は適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

g．会計監査人

当社は、監査法人FRIQと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の図のとおりであります。



③　企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年12月13日の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

ａ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。

(b) 取締役は、毎月１回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。

(c) 取締役及び使用人に対し、「リスクコンプライアンス管理規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。

(d) 内部通報制度を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。

(e) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。

(f) 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。

(g) 使用人に対し、必要な研修を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

(h) 内部監査を実施し、結果を代表取締役及び各部門に報告するとともに、その改善を促すことにより、当社のコンプライアンス体制の適正を確保する。

(i) 当社における協力の推進、並びに業務の整合性の確保及び効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規程」を定める。

ｂ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「機密漏洩防止規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。

(b) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

ｃ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、コーポレート部担当役員がリスク管理の主管部門として、「リスクコンプライアンス管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。

(b) 大地震等の突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

ｄ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。

(b) 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。

(c) 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社の中期経営計画を策定する。当社の中期経営計画の進捗状況及び推進結果は、定期的に当社の取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に１回、当社の取締役会において中期経営計画のローリングを行う。

(d) 当社は当社の経営方針を子会社に周知し、法令等に抵触しない範囲内で子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。

ｅ．当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、当社への定期的な事業計画や実績の報告を求めるとともに子会社において経営上重要な事項を決定する場合に、当社への事前承認を求める。

(b) 当社子会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。

(c) 当社子会社の業務については、当社子会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査責任者が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。また、当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

(d) 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、当社子会社を指導するとともに、当社、子会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

ｆ．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

(a) 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。

(b) 当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

(c) 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

ｇ．監査役の報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 当社の監査役は、当社の取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、当社の取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

(b) 当社の監査役は、重要な会議に付議されない重要な稟議書及び報告書等を閲覧し、当社の取締役及び使用人に対し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。

(c) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社又は子会社の取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、監査のため求められた事項を、遅滞なく当社の監査役会に報告する。

(d) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、監査役会に報告を行ったことを理由とした不利益な処遇は、一切行わないものとする。

ｈ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役は監査役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査の環境整備等について意見を交換する。

(b) 内部監査人は、監査役会と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。

(c) 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料・情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備する。

(d) 当社の監査役がその職務の執行について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行（監査役の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

ロ．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

ハ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ａ．反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを「反社会的勢力対策規程」等の各種社内規程に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

ｂ．コーポレート部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

ｃ．反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

ニ．リスク管理体制の整備の状況

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、必要に応じて外部の専門家に照会を行った上で対処するとともに、取締役会に報告しその対応策について協議しております。

また、情報システムの保護について最大限の注意を払っており、情報システムの取扱いに関する運用を徹底しております。システム障害に関しましても、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策、コンピュータ・ウイルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するために必要と思われる対策をとっております。

ホ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社に対する管理は、以下の３点を基本方針とし、「関係会社管理規程」に基づいて行っております。

ａ．関係会社の経営の自主性を尊重するとともに、当社グループの経営理念に従い、経営の効率化を追求する。

ｂ．当社と関係会社の間に発生する経営上の重要な案件を合理的に解決する。

ｃ．当社は、関係会社に対し積極的に指導を行い、その育成強化を図る。

ヘ．取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

ト．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

チ．取締役及び監査役の責任の免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

リ．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ヌ．役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の一定の免責事由があります。

ル．中間配当

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年２月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ヲ．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、将来の機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第165条第２項の規定により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ワ．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

（２）【役員の状況】

① 役員一覧

男性　8名　女性　1名（役員のうち女性の比率11.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役社長CEO (Chief Executive Officer)	佐藤　彰紀	1984年８月22日	2008年４月　株式会社大和総研　入社 2009年８月　大和証券SMBC株式会社（現　大和証券株式会社） 2012年４月　株式会社大和証券グループ本社 2013年10月　大和証券株式会社 2016年１月　当社取締役CFO 2024年11月　当社取締役COO兼CFO 2026年６月　当社代表取締役社長CEO（現任）	（注）３	50,600
取締役ファウンダー	常川　友樹	1981年６月18日	2001年10月　株式会社エムラボ　執行役員 2004年４月　株式会社オープンキューブ設立、代表取締役 2012年９月　当社設立、代表取締役社長CEO 2026年６月　当社取締役ファウンダー（現任）	（注）３	356,200
取締役会長	石川　篤	1975年12月27日	1998年10月　株式会社サイバーエージェント　入社 2005年２月　ウノウ株式会社　代表取締役 2010年８月　ジンガジャパン株式会社　GM 2013年４月　当社取締役 2016年９月　当社取締役会長（現任）	（注）３	225,300
取締役	和田　洋一	1959年５月28日	1984年４月　野村證券株式会社　入社 2000年４月　株式会社スクウェア　入社 2001年９月　株式会社スクウェア　代表取締役社長 2003年４月　株式会社スクウェア・エニックス（現スクウェア・エニックス・ホールディングス）　代表取締役社長 2016年８月　当社社外取締役（現任） 2018年３月　株式会社マイネット　社外取締役 2019年３月　株式会社マイネット　社外取締役監査等委員（現任） 2021年９月　株式会社夢真ビーネックスグループ(現　株式会社オープンアップグループ）　社外取締役（現任） 2022年６月　カバー株式会社　社外取締役（現任） 2024年10月　株式会社クラシコム　社外取締役（現任）	（注）３	－
取締役	手嶋　浩己	1976年７月20日	1999年４月　株式会社博報堂　入社 2006年３月　株式会社インタースパイア（現　ユナイテッド株式会社）　取締役 2012年12月　ユナイテッド株式会社　取締役 2013年９月　株式会社メルカリ　社外取締役 2018年８月　株式会社Gunosy　社外取締役 2018年８月　当社社外取締役（現任） 2019年10月　株式会社LayerX　取締役（現任） 2021年３月　XTech Ventures株式会社　代表取締役（現任）	（注）３	－
取締役	吉嗣　浩隆	1978年６月16日	2002年４月　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現　株式会社NTTドコモ）　入社 2009年７月　Admob株式会社　入社 2010年５月　グーグル株式会社（現　グーグル合同会社）　入社 2015年８月　Google LLC　入社 2023年５月　グーグル合同会社　入社 2025年７月　Auxia Japan株式会社　代表取締役（現任） 2025年11月　当社社外取締役（現任）	（注）４	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
常勤監査役	竹島　由美子	1983年９月６日	2008年12月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）　入所 2012年11月　公認会計士登録 2018年６月　当社入社 2021年９月　当社コーポレート部経理税務グループ長 2024年11月　当社監査役（現任） 2026年１月　株式会社カケフホールディングス　社外取締役（現任） 2026年６月　株式会社クリップコーポレーション　社外取締役（現任）	（注）５	－
監査役	吉島　彰宏	1964年１月９日	1987年４月　安田生命保険相互会社（現　明治安田生命保険相互会社）　入社 1990年９月　エヌイーディー株式会社　入社 1999年４月　安田企業投資株式会社　入社 2009年４月　Y's Associates　代表（現任） 2013年６月　株式会社日本動物高度医療センター　社外監査役 2013年８月　当社社外監査役（現任） 2016年６月　株式会社日本動物高度医療センター　社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年１月　Dr.JOY株式会社　社外監査役 2020年１月　株式会社トレタ　取締役	（注）５	200
監査役	岡田　淳	1979年３月11日	2002年10月　森綜合法律事務所（現　森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）　入所 2008年１月　ニューヨーク州弁護士登録 2012年１月　森・濱田松本法律事務所外国法共同事業　パートナー（現任） 2016年11月　当社社外監査役（現任） 2020年４月　セーフィー株式会社　社外監査役 2025年12月　株式会社エクシオホールディングス　社外監査役（現任） 2026年３月　セーフィー株式会社　社外取締役（監査等委員）（現任）	（注）５	－
計					632,300

（注）１．取締役　和田洋一、手嶋浩己、吉嗣浩隆は、社外取締役であります。
２．監査役　吉島彰宏、岡田淳は、社外監査役であります。
３．取締役の任期は2024年11月27日の定時株主総会終結の時から2026年８月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．取締役　吉嗣浩隆の任期は2025年11月27日の定時株主総会終結の時から2026年８月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
５．監査役の任期は2024年11月27日の定時株主総会終結の時から2028年８月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
６．所有株式数は、当事業年度末日現在の株式数を記載しております。
７．当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は以下の６名で構成されております。

執行役員VPoE	モバイルゲーム事業本部管掌	開　哲一
執行役員CTO	EDMO 兼 SEED 管掌	吉谷　幹人
執行役員	オリジナル準備室 管掌	加藤　雅大
執行役員	―	石﨑　進
執行役員	―	青田　径春
執行役員	コーポレート部管掌	高宮　啓

② 社外役員の状況

当社では、社外取締役３名、社外監査役２名を選任しております。当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役の和田洋一氏は、ゲーム業界における豊富な経験と企業経営における幅広い見識を有し、当社経営に対し多角的な観点から提言をいただき、取締役会の意思決定及び業務執行に対する監督機能の実効性強化に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。

社外取締役の手嶋浩己氏は、インターネット業界及びベンチャーキャピタル業界における豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営に対し幅広い助言をいただき、当社の今後の事業成長に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。なお、同氏は、当社新株予約権5,000株相当分を保有しております。また、同氏が取締役を務める株式会社LayerXと当社との間には軽微な取引関係がありますが、重要な関係はありません。

社外取締役の吉嗣浩隆氏は、NTTドコモやGoogleで20年以上にわたりプラットフォームエコシステムの構築に従事してきた豊富な経験と当社事業への深い理解、また国内外の幅広いアプリ提供事業会社の経営陣との繋がりを有し、当社経営に対し幅広い助言をいただき、当社の今後の事業成長に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。

社外監査役の吉島彰宏氏は、複数の企業における取締役、監査役としての豊富な経験と見識を有しており、当社社外監査役として職責を発揮していただけるものと考えております。なお、同氏は、当社株式200株を保有しております。

社外監査役の岡田淳氏は、弁護士として培われた法務に関する豊富な経験と見識を有しており、当社社外監査役として職責を発揮していただけるものと考えております。なお、当社は、同氏が所属する森・濱田松本法律事務所外国法共同事業の同氏以外の弁護士から必要に応じて法律上の助言を受けておりますが、当社と同事務所との間の取引額は僅少であり、重要な関係はありません。

上記の他に当社と取締役及び監査役個人との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会の一員として、原則月１回その他必要に応じ臨時に開催する取締役会に出席し、取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会において、内部監査及び監査役監査の実施状況について報告を受けております。

社外監査役は、取締役会に出席して取締役の職務執行状況を監視するほか、原則月１回開催する監査役会において、常勤監査役から監査役監査の状況及び内部監査の状況の情報共有を受け、監査役監査として必要な対応を検討しております。また、定期的に会計監査人から監査計画や監査手続の概要等について説明を受けるとともに、監査結果の報告を受けております。

（３）【監査の状況】

①　監査役監査の状況

ａ．監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役１名、非常勤の社外監査役２名を選任しております。

監査役監査の状況は以下のとおりであります。

常勤監査役の竹島由美子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計、内部統制等に関する専門的な知識を有しております。社外監査役の吉島彰宏氏は、複数の企業における取締役、監査役としての豊富な経験と見識を有しており、当社の経営全般に関する提言及び助言を行っております。社外監査役の岡田淳氏は、弁護士として培われた法務に関する豊富な経験と見識を有しており、専門的見地から当社の業務に関する提言及び助言を行っております。

監査役は、監査役会が決議した監査計画に基づき、取締役会を含む社内の重要会議へ出席するほか、稟議書及び契約書をはじめとする重要書類の閲覧、取締役及び従業員からの事業の運営状況の聴取等を通じて、取締役の経営判断や職務執行の状況を監査しております。

ｂ．監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は原則として月１回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。

監査役会における具体的な検討事項は、監査の方針や監査計画の策定、内部統制システムの構築・運用状況、取締役の職務執行及び経営判断の妥当性、会計監査人監査の相当性及び報酬の適切性、会計監査人の再任・不再任の判断、監査役会の監査報告書の作成等であります。当事業年度の監査役会の開催状況及び各監査役の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏　名	開催回数	出席回数
常勤監査役	竹島　由美子	14回	14回
監査役（社外）	吉島　彰宏	14回	14回
監査役（社外）	岡田　淳	14回	14回

また、常勤監査役の活動状況としましては、各種重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役及び従業員からの聴取並びに会計監査人、内部監査人との連携を行っており、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

②　内部監査の状況

ａ．内部監査の組織、人員及び手続

当社は、内部監査室を設置しており、事業規模等を勘案し、管理部門から選任した兼任の内部監査責任者１名及び内部監査委託先である外部専門家（以下「内部監査人」という。）により、内部監査規程に基づき、内部監査を計画・実施・報告しております。内部監査人は自己監査とならないように、自身が所属する部門以外の監査を実施しており、管理部門の監査は外部専門家が実施しております。内部監査人は監査結果を取締役会に報告するとともに、被監査部門に対して監査結果を通達し、改善等のための指摘及び改善状況の確認を行っております。

ｂ．内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査の実効性を高めることを目的として監査役及び会計監査人並びに内部監査人、当社の取締役間にて相互連携を図り、定期的に会合を開催し、情報共有及び意見交換を行っております。

ｃ．内部監査の実効性を確保するための取組

内部監査の実効性を確保するため、内部監査人は、常勤監査役に内部監査の結果等について定期的に情報共有を行う等、緊密な連携を行っております。また、当社では、内部監査人が取締役会に対して年１回以上直接報告を行う仕組みを設けております。

③　会計監査の状況

イ．監査法人の名称

監査法人FRIQ

ロ．継続監査期間

１年間

ハ．業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員　業務執行社員：田中康毅

指定社員　業務執行社員：遠藤基弘

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士７名、その他５名

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人候補者の選定・評価に関する方針を策定しております。会計監査人候補者の選定にあたっては、業務執行者がリストアップした候補者から監査法人の概要、監査の実施体制及び品質管理体制、監査報酬の見積額及び当該見積額の策定根拠等を入手した上で当該方針に照らして評価を行い、株主総会に上程する会計監査人の選任議案を決定しております。

また、監査役会は、当該方針に基づき、毎事業年度末に会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、職務遂行状況等を評価し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の要否を決定しております。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、会計監査人候補者の選定・評価に関する方針に基づき、会計監査人の評価を行っております。監査役会は、監査法人FRIQが、会計監査人としての独立性及び専門性を有し、当社の事業を理解し、監査の品質確保が可能であると判断しております。

ト．監査法人の異動

当社は、2025年11月27日開催の第13期定時株主総会における会計監査人選任の決議により、会計監査人が次のとおり異動しております。

第13期（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）　有限責任監査法人トーマツ

第14期（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）　監査法人FRIQ

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

ａ．異動に係る監査公認会計士等の名称

(a) 選任する監査公認会計士等の名称

監査法人FRIQ

(b) 退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

ｂ．異動年月日

2025年11月27日（第13期定時株主総会開催日）

ｃ．退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2016年11月29日

ｄ．退任する監査公認会計士等が直近３年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

ｅ．異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2025年11月27日開催の第13期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりました。現任監査法人の監査継続期間が長期にわたることや、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性を考慮した結果、会計監査人の交代により新たな視点での監査が期待できるとともに、監査法人FRIQの独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制、監査費用等を総合的に勘案し、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

ｆ．上記ｅの理由及び経緯に対する意見

(a) 退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

(b) 監査役会の意見

監査役会の検討経緯と結果に則った内容であり、妥当であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
28,000	―	22,000	1,000

（注）当事業年度において、前任会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対し、現任会計監査人への監査業務引継ぎに係る報酬として2,000千円を支払っております。なお、非監査業務の内容については、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務のことを指しており、内容は会計監査人交代に伴う引継ぎ関連業務であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イを除く）

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得たうえで、決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、前事業年度の会計監査の実施状況、当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、必要な検証を行っております。その結果、会計監査人の監査品質の確保の観点から、会計監査人の報酬等が適切かつ妥当であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（４）【役員の報酬等】

①　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は取締役会において、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬額の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬については、監査役会において監査役間の協議により決定し、基本報酬のみを支給しております。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬については、企業価値向上に資することを原則として、経済情勢、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮したうえで、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、報酬委員会からの答申を尊重して取締役会において決定することとしております。なお、基本報酬は、その額を12等分し、毎月支給いたします。

ロ．当社の取締役の報酬制度

当社の取締役の報酬は、役位や職責、市場動向等を総合的に判断したうえで決定する「基本報酬」及び事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を高めることを目的とした「業績連動報酬」並びに中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして付与する「ストック・オプション」により構成されており、社外取締役については、基本報酬のみを支給いたします。なお、当社の取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内となっており、金銭報酬とは別枠にて取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等は年額50,000千円以内とすることとなっております。

ａ．基本報酬

取締役の個人別の役位、職責、当社の業績及び市場動向等を総合的に判断したうえで決定します。社外取締役については、基本報酬のみを支給いたします。なお、特別な功績を残した取締役については、それを考慮する場合があります。

ｂ．業績連動報酬

各事業年度の経常利益の0.9%に相当する額を、取締役（社外取締役を含まない。）に対して、その役位、職責等を総合的に勘案して、当該事業年度の期初に算定した割合で配分し、当該事業年度末後の毎年12月に支給いたします。なお、業績指標につきましては、当社事業の特性や内容に照らし当社の業績を適切に表すものとして経常利益を選定しております。

ｃ．ストック・オプション

取締役（社外取締役を除く。）に対し、基本報酬及び業績連動報酬とは別枠で新株予約権としてのストック・オプションを付与いたします。付与する新株予約権の数、行使価額、行使期間、その他の具体的な内容については、株主総会で承認された報酬等の額の範囲内で、取締役会において決定いたします。

ｄ．報酬等の種類ごとの割合

取締役の個人別の報酬等の額に対する割合については、経済情勢、業績、役位、職責を考慮し決定することとしております。

ハ．役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会及び報酬委員会の活動内容

（取締役会の活動内容）

2025年11月27日及び2026年６月22日開催の取締役会において、当事業年度の取締役の報酬に関する決議を行いました。

（報酬委員会の活動内容）

2025年10月14日及び2026年５月18日開催の報酬委員会において、当事業年度の取締役の報酬の額や算定方法について諮問を受け、審議し取締役会へ答申いたしました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	63,982	59,380	－	4,602	3
監査役（社外監査役を除く）	10,080	10,080	－	－	1
社外役員	24,660	24,660	－	－	5

（注）１．取締役及び監査役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第４期定時株主総会において、それぞれ、年額200,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）、年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役は２名）、監査役の員数は３名（うち社外監査役は３名）となっております。
また、この金銭報酬の額とは別枠で、2025年11月27日開催の第13期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額50,000千円以内、各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の上限を520個、その目的である普通株式の数の上限を52,000株とする旨が決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は３名となっております。
２．当事業年度に係る業績連動報酬に関する金銭等の支給はありませんでした。
３．非金銭報酬等には、取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとして付与した第12回新株予約権に係る当事業年度に費用計上した額を記載しております。

③ 役員ごとの報酬等の総額等
報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

（５）【株式の保有状況】

①　投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的とする株式を純投資目的である投資株式と区分し、それ以外の投資株式を純投資目的以外の投資株式と区分しております。

②　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ａ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業上の連携開始・強化等、企業価値の向上に資すると見込まれる場合に、他社の株式を取得することがあります。他社の株式を取得する場合は、社内規程に基づき、取得意義や経済合理性の観点を踏まえて取得是非を判断すると共に、取得後は定期的に保有継続の合理性を検証しております。

ｂ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の合計額 （千円）
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	－	－

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

該当事項はありません。

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

該当事項はありません。

ｃ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③　保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

（1）【人材戦略に関する基本方針等】

① 人材戦略に関する基本方針

当社の人材戦略に関する基本方針については、「第２　事業の状況　２　サステナビリティに関する考え方及び取組　(2) 人的資本　①　戦略」に記載のとおりであります。

② 従業員給与等の決定方針

当社の従業員の給与等は、主に基本給と賞与で構成しております。基本給は半期年俸制を採用しており、各人の職務の専門性や責任の範囲、半期ごとの評価結果等を総合的に勘案して、年２回見直しております。賞与は、半期ごとの会社業績及び個人の評価に応じて支給額を決定する業績連動型賞与を採用しております。

（2）【従業員の状況】

① 提出会社の状況

2026年８月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の対前事業年度増減率（%）
124　[1]	36.2	7.2	5,507	0.5

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイトを含み、派遣社員を除く）は年間の平均人員を[　]内に外数で記載しております。
２．当社は、モバイルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

② 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

③ 使用人等のみに対して付与した新株予約権の内容

当社は、使用人等のみに対する新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容については、「１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況　①　ストックオプション制度の内容」に記載しております。

④ 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（%）（注）１	男性労働者の育児休業取得率（%）（注）２	労働者の男女の賃金の額の差異（%）（注）１		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
26.7	50.0	81.5	81.0	―

（注）１．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
２．男性労働者の育児休業取得率については、当社は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）に基づく公表義務の対象ではなく、また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づく公表項目としても公表しておりませんが、任意に開示しております。なお、当事業年度に配偶者が出産した男性労働者のうち当社に申出のあった者の数に対する、当事業年度に育児休業（出生時育児休業を含む）を取得した男性労働者の数の割合を算出したものであります。
３．パート・有期労働者については、算出の対象となる労働者がいないため「－」と記載しております。

第５【経理の状況】

１　財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（2025年９月１日から2026年８月31日まで）の財務諸表について、監査法人FRIQにより監査を受けております。

３　連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第５条第２項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

４　財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容、変更等について適正に判断し対応できる体制を整備するため、随時社内研修の実施や外部研修への参加等を行っております。

1【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,255,186	1,158,460
売掛金	310,064	144,521
契約資産	―	83,652
仕掛品	82,691	410
前渡金	13,096	652
前払費用	32,398	27,159
その他	36,656	2,556
流動資産合計	1,730,094	1,417,412
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	10,224	―
工具、器具及び備品（純額）	13,207	14,841
有形固定資産合計	※1 23,431	※1 14,841
無形固定資産		
運営権	116,666	―
無形固定資産合計	116,666	―
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	1,000	1,000
長期前払費用	―	4,734
繰延税金資産	82,238	28,855
その他	31,233	31,590
投資その他の資産合計	114,471	66,179
固定資産合計	254,570	81,021
資産合計	1,984,664	1,498,433

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	54,723	31,527
１年内償還予定の社債	200,000	160,000
１年内返済予定の長期借入金	308,626	370,186
未払金	118,570	115,718
未払費用	1,500	1,334
未払法人税等	9,378	15,585
前受金	※2 13,209	※2 14,936
預り金	18,859	8,624
その他	39	287
流動負債合計	724,907	718,199
固定負債		
社債	260,000	100,000
長期借入金	398,878	400,102
その他	5,512	5,512
固定負債合計	664,390	505,614
負債合計	1,389,297	1,223,814
純資産の部		
株主資本		
資本金	575,708	575,708
資本剰余金		
資本準備金	1,183,000	1,183,000
資本剰余金合計	1,183,000	1,183,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,066,344	△1,396,260
利益剰余金合計	△1,066,344	△1,396,260
自己株式	△96,997	△96,997
株主資本合計	595,367	265,451
新株予約権	―	9,168
純資産合計	595,367	274,619
負債純資産合計	1,984,664	1,498,433

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
売上高	※1 2,316,539	※1 1,944,860
売上原価	1,833,460	1,534,897
売上総利益	483,079	409,963
販売費及び一般管理費	※2,※3 612,728	※2,※3 572,060
営業損失（△）	△129,648	△162,097
営業外収益		
受取利息	1,860	3,727
為替差益	179	107
補助金収入	31	2,032
ポイント還元収入	1,285	1,360
その他	9	208
営業外収益合計	3,365	7,435
営業外費用		
支払利息	12,525	20,216
社債利息	3,296	5,084
株式交付費	60	－
新株予約権発行費	－	1,935
その他	11,357	276
営業外費用合計	27,239	27,513
経常損失（△）	△153,522	△182,175
特別利益		
新株予約権戻入益	7,650	－
特別利益合計	7,650	－
特別損失		
減損損失	－	※4 91,090
特別損失合計	－	91,090
税引前当期純損失（△）	△145,872	△273,265
法人税、住民税及び事業税	3,267	3,267
法人税等調整額	△17,560	53,383
法人税等合計	△14,293	56,650
当期純損失（△）	△131,578	△329,916

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日） 金額（千円）	構成比（%）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日） 金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費		656,095	35.8	614,981	42.3
Ⅱ　経費	※	1,175,254	64.2	837,635	57.7
当期総製造費用		1,831,349	100.0	1,452,616	100.0
期首仕掛品棚卸高		84,802		82,691	
合計		1,916,151		1,535,307	
期末仕掛品棚卸高		82,691		410	
当期売上原価		1,833,460		1,534,897	

（注）※　主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
プラットフォーム手数料（千円）	278,509	133,319
外注費（千円）	548,177	454,837

（原価計算の方法）

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	574,229	1,181,522	1,181,522	△934,765	△934,765
当期変動額					
新株の発行	1,478	1,478	1,478		
当期純損失（△）				△131,578	△131,578
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,478	1,478	1,478	△131,578	△131,578
当期末残高	575,708	1,183,000	1,183,000	△1,066,344	△1,066,344

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△96,967	724,019	12,852	736,871
当期変動額				
新株の発行		2,956		2,956
当期純損失（△）		△131,578		△131,578
自己株式の取得	△29	△29		△29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△12,852	△12,852
当期変動額合計	△29	△128,651	△12,852	△141,504
当期末残高	△96,997	595,367	―	595,367

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	575,708	1,183,000	1,183,000	△1,066,344	△1,066,344
当期変動額					
当期純損失（△）				△329,916	△329,916
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	△329,916	△329,916
当期末残高	575,708	1,183,000	1,183,000	△1,396,260	△1,396,260

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△96,997	595,367	－	595,367
当期変動額				
当期純損失（△）		△329,916		△329,916
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			9,168	9,168
当期変動額合計	－	△329,916	9,168	△320,747
当期末残高	△96,997	265,451	9,168	274,619

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（△）	△145,872	△273,265
減価償却費	79,064	46,916
受取利息及び受取配当金	△1,860	△3,727
支払利息及び社債利息	15,821	25,301
株式交付費	60	－
株式報酬費用	△5,209	9,168
新株予約権発行費	－	1,935
補助金収入	△31	△2,032
ポイント還元収入	△1,285	△1,360
新株予約権戻入益	△7,650	－
減損損失	－	91,090
売上債権及び契約資産の増減額（△は増加）	△28,169	81,890
棚卸資産の増減額（△は増加）	2,110	82,281
未収入金の増減額（△は増加）	68,586	5,592
仕入債務の増減額（△は減少）	△5,149	△23,195
未払金の増減額（△は減少）	△185,242	△2,032
前受金の増減額（△は減少）	△68,612	1,727
その他	△12,006	44,008
小計	△295,446	84,298
利息及び配当金の受取額	1,860	3,727
利息の支払額	△14,268	△30,951
新株予約権発行費の支払額	－	△1,935
補助金の受取額	31	2,032
ポイント還元金の受取額	1,285	1,360
法人税等の支払額	△3,540	△3,552
営業活動によるキャッシュ・フロー	△310,079	54,978
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△10,877	△13,589
関係会社株式の取得による支出	△1,000	－
敷金及び保証金の差入による支出	△5,499	△690
敷金及び保証金の回収による収入	16,000	－
預り保証金の受入による収入	5,512	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,135	△14,280
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	300,000	430,000
長期借入金の返済による支出	△281,937	△367,216
社債の発行による収入	488,960	－
社債の償還による支出	△276,000	△200,209
財務活動によるキャッシュ・フロー	231,023	△137,425
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△74,921	△96,726
現金及び現金同等物の期首残高	1,330,108	1,255,186
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,255,186	※ 1,158,460

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	**10～24年**
工具、器具及び備品	**４～10年**

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、運営権についてはその効果の及ぶ期間（５年）に基づいております。

４．繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(3) 新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．収益及び費用の計上基準

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益の計上基準は、以下のとおりであります。なお、約束した対価の金額は、概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（自社開発・運営モバイルゲーム内課金）

モバイルゲームの企画・開発・運営・販売を行っております。当該サービスの顧客との契約における履行義務は、顧客であるユーザーに対し、モバイルゲーム内キャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持・提供することであると判断しております。そのため、提供するアイテムの性質に応じて顧客の見積り利用期間に基づいて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。ただし、ユーザーが継続して利用するキャラクター等は、レアリティが高いものに限定されており、それ以外のキャラクター等に関しては入手後長期間使用されることは稀であることから、ユーザーがモバイルゲーム内通貨を消費した時点で収益として認識する場合と比較して収益の額に重要な差異は生じないものと判断しております。

（受託開発・運営に係る収益）

他社から受託しモバイルゲームの開発・運営を行っております。受託開発における履行義務は、顧客である企業に対し開発するモバイルゲームの提供であると判断しております。そのため、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短いものを除き、開発の進捗度（見積総原価に対する発生原価の割合）に応じて履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識し、一時点で充足される履行義務については、顧客の検収時点で収益を認識しております。

また、受託運営における履行義務は、顧客である企業に対しモバイルゲームの運営に係る受託したサービスの提供であると判断しております。そのため、受託サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。当社が顧客から受け取る対価は、契約に定められた報酬及び、ユーザーからの課金収入に応じて算定されております。

（広告の配信に係る収益）

モバイルゲーム内での広告配信を行っております。当該サービスにおける履行義務は、顧客であるアドネットワーク事業者が指定する広告を自社運営のモバイルゲーム内で配信することであると判断しております。そのため、顧客との契約に基づき広告の配信を通じて履行義務が充足されると判断し、配信した広告数等に応じて収益を認識しております。

7．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

（重要な会計上の見積り）

（繰延税金資産の回収可能性）

1．当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	82,238	28,855

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

事業計画を基礎として見積られた将来の課税所得に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消時期をスケジューリングし、将来の税金負担額を軽減する効果を有する繰延税金資産の金額を算出しております。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、ユーザー数や平均課金額等の予測を踏まえた売上高に関する計画であります。ユーザー数や平均課金額等の予測は、過去の実績及び現在の経営環境を考慮して、将来の経営戦略に基づき見積っております。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

(2) に記載した主要な仮定について、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

１．「リースに関する会計基準」等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）　等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年８月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

２．「後発事象に関する会計基準」等

・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号　2026年１月９日　企業会計基準委員会）

・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号　2026年１月９日　企業会計基準委員会）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会　監査・保証基準委員会　監査基準報告書560実務指針第１号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年８月期の期首から適用します。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「その他」40千円は、「補助金収入」31千円、「その他」９千円として組み替えております。

前事業年度まで区分掲記しておりました「営業外費用」の「社債発行費」及び「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「社債発行費」11,039千円、「固定資産除却損」36千円、「その他」280千円は、「その他」11,357千円として組み替えております。

（キャッシュ・フロー計算書）

前事業年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示しておりました「売上債権の増減額（△は増加）」は、新たに契約資産が発生したため、当事業年度より「売上債権及び契約資産の増減額（△は増加）」に科目名を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の科目名を変更しております。

前事業年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとし、これに伴い「営業活動によるキャッシュ・フロー」の小計欄以下において「補助金の受取額」を区分掲記しております。また、前事業年度まで区分掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「社債発行費」及び「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「社債発行費」11,039千円、「固定資産除却損」36千円、「その他」△23,083千円、「小計」△295,415千円は、「補助金収入」△31千円、「その他」△12,006千円、「小計」△295,446千円、「補助金の受取額」31千円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	55,212千円	66,915千円

※２　前受金のうち、契約負債の金額は、「注記事項（収益認識関係）　３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報　(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高は、顧客との契約から生じる収益であります。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
役員報酬	97,200千円	94,120千円
給料及び手当	158,970	127,553
支払手数料	80,336	83,994
研究開発費	58,028	99,283
減価償却費	1,530	1,717
おおよその割合		
販売費	17%	8%
一般管理費	83%	92%

（表示方法の変更）

「広告宣伝費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より記載を省略しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度におきましても記載を省略しております。

「研究開発費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度におきましても主要な費目として表示しております。

※３　一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
研究開発費	58,028千円	99,283千円

※４　減損損失

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

(1) 減損損失を認識した資産及び減損損失額

場所	用途	種類	減損損失
本社（愛知県名古屋市）	共用資産	建物	9,423千円
本社（愛知県名古屋市）	事業用資産	運営権	81,666千円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

共用資産である建物については、継続的に営業損失を計上していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失（9,423千円）を計上しております。

運営権については、2022年５月１日付でプラスユー株式会社との「クラッシュフィーバー」に関する業務提携の解消及び同社からの固定資産の取得を行いました。クラッシュフィーバーは運営11年目を迎え長期にわたり当社の収益基盤を支えておりますが、近年のモバイルゲーム市場を取り巻く市場動向や競合環境、ユーザー嗜好の変化等の影響を受け、直近のKPIは当該運営権取得時の事業計画を下回る推移となっております。クラッシュフィーバーの運営継続を前提としつつ、将来の収益予測を保守的に再評価した結果、当該運営権より得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失（81,666千円）を計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は管理会計上の区分を最小の単位とし、主要タイトルごとにグルーピングを行っております。また、建物については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(4) 回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、経済的残存使用年数経過時点における正味売却価額と、経済的残存使用年数における使用価値のいずれか高い方の金額を使用しております。正味売却価額については、売却又は転用が不可能な資産のため、ゼロとして評価しております。使用価値については、将来の収益予測を保守的に再評価した結果、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	2,594,412	3,800	―	2,598,212
合計	2,594,412	3,800	―	2,598,212

（注）普通株式の発行済株式総数の増加3,800株は、事後交付型業績連動型株式報酬制度による新株式の発行による増加3,800株であります。

２．自己株式に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
自己株式				
普通株式（注）	48,632	24	―	48,656
合計	48,632	24	―	48,656

（注）普通株式の自己株式数の増加24株は、単元未満株式の買取りによる増加24株であります。

３．新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第２回ストック・オプションとしての新株予約権（注）１	―	―	―	―	―	―
	第４回ストック・オプションとしての新株予約権（注）１	―	―	―	―	―	―
	第７回ストック・オプションとしての新株予約権（注）１	―	―	―	―	―	―
	第９回ストック・オプションとしての新株予約権（注）１	―	―	―	―	―	―
	第10回ストック・オプションとしての新株予約権（注）１	―	―	―	―	―	―
	第11回ストック・オプションとしての新株予約権（注）２	―	―	―	―	―	―
合計		―	―	―	―	―	―

（注）１．当事業年度末において、ストック・オプションとしての新株予約権を発行しております。この新株予約権の付与時点における公正な評価額はゼロであり、期末日時点の帳簿価額もゼロであります。詳細につきましては、「注記事項（ストック・オプション等関係）」をご参照ください。

２．この新株予約権の期末日時点の帳簿価額はゼロであります。

４．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,598,212	－	－	2,598,212
合計	2,598,212	－	－	2,598,212

２．自己株式に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
自己株式				
普通株式	48,656	－	－	48,656
合計	48,656	－	－	48,656

３．新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第２回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	第４回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	第７回ストック・オプションとしての新株予約権（注）１	－	－	－	－	－	－
	第９回ストック・オプションとしての新株予約権（注）１	－	－	－	－	－	－
	第10回ストック・オプションとしての新株予約権（注）１	－	－	－	－	－	－
	第12回ストック・オプションとしての新株予約権（注）２	－	－	－	－	－	9,168
合計		－	－	－	－	－	9,168

（注）１．当事業年度末において、ストック・オプションとしての新株予約権を発行しております。この新株予約権の付与時点における公正な評価額はゼロであり、期末日時点の帳簿価額もゼロであります。詳細につきましては、「注記事項（ストック・オプション等関係）」をご参照ください。

２．第12回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
現金及び預金勘定	1,255,186千円	1,158,460千円
現金及び現金同等物	1,255,186	1,158,460

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
１年内	33,880	39,307
１年超	29,260	13,664
合計	63,140	52,972

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については短期的な預金等に限定し、自己資金の他、必要な資金について社債の発行及び銀行等金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式は非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は、１年以内の支払期日となっております。

社債及び借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であり、金利変動リスクに晒されております。

これらの金融負債は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

顧客の信用リスクについては、定期的なモニタリングにより、リスク低減を図っております。

投資有価証券及び関係会社株式の非上場株式については、定期的に発行会社の財務状況等の把握を行っております。

金利変動リスクについては、定期的な金利動向の把握と、一部の借入金については金利を固定化することにより、リスク低減を図っております。

流動性リスクについては、定期的に資金繰り計画を策定し、リスクの継続的な把握と管理を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年８月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
社債（※）３	460,000	459,968	△31
長期借入金（※）４	707,504	706,943	△560
負債計	1,167,504	1,166,912	△591

当事業年度（2026年８月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
社債（※）３	260,000	260,000	－
長期借入金（※）４	770,288	770,220	△67
負債計	1,030,288	1,030,220	△67

（※）１．「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」並びに「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度（2025年８月31日）	当事業年度（2026年８月31日）
投資有価証券（非上場株式）	0	0
関係会社株式	1,000	1,000

３．１年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しております。

４．１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,255,186	－	－	－
売掛金	310,064	－	－	－
合計	1,565,251	－	－	－

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,158,460	－	－	－
売掛金	144,521	－	－	－
合計	1,302,981	－	－	－

（注）２．社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
社債	200,000	160,000	100,000	－	－	－
長期借入金	308,626	298,878	100,000	－	－	－
合計	508,626	458,878	200,000	－	－	－

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
社債	160,000	100,000	－	－	－	－
長期借入金	370,186	171,308	43,566	37,984	30,484	116,760
合計	530,186	271,308	43,566	37,984	30,484	116,760

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年８月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年８月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債	－	459,968	－	459,968
長期借入金	－	706,943	－	706,943
負債計	－	1,166,912	－	1,166,912

当事業年度（2026年８月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債	－	260,000	－	260,000
長期借入金	－	770,220	－	770,220
負債計	－	1,030,220	－	1,030,220

（注）　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の社債発行又は借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前事業年度（2025年８月31日）

１．子会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 （千円）
子会社株式	1,000

２．その他有価証券

非上場株式（貸借対照表計上額０千円）は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

３．減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当事業年度（2026年８月31日）

１．子会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （千円）
子会社株式	1,000

２．その他有価証券

非上場株式（貸借対照表計上額０千円）は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

３．減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
販売費及び一般管理費	△5,202	9,168

２．権利不確定による失効により利益として計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
新株予約権戻入益	7,650	―

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第２回新株予約権 （ストック・オプション）	第４回新株予約権 （ストック・オプション）	第７回新株予約権 （ストック・オプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役１名 当社従業員23名	当社取締役４名 当社従業員42名	当社取締役１名 当社従業員120名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式21,800株	普通株式69,700株	普通株式49,440株
付与日	2015年11月19日	2016年８月31日	2018年８月31日
権利確定条件	（注）２	（注）２	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。		
権利行使期間	自　2017年11月19日 至　2025年11月18日	自　2018年８月31日 至　2026年８月30日	自　2020年８月31日 至　2028年８月30日

	第９回新株予約権 （ストック・オプション）	第10回新株予約権 （ストック・オプション）	第12回新株予約権 （ストック・オプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役１名 当社従業員70名	当社従業員38名	当社取締役３名 当社執行役員７名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式41,564株	普通株式15,980株	普通株式103,900株
付与日	2019年８月31日	2020年８月17日	2025年12月15日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。		
権利行使期間	自　2021年８月31日 至　2029年８月30日	自　2022年８月17日 至　2030年８月16日	自　2027年11月28日 至　2029年11月27日

（注）１．株式数に換算して記載しております。なお、第４回新株予約権以前のものは2018年８月30日付株式無償割当（各種類株式１株に対して99株を割り当て）による割当後の株式に換算して記載しております。

２．新株予約権の行使の条件

①　本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②　権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③　本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④　本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2026年８月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2018年８月30日付で各種類株式１株に対して99株を割り当てる株式無償割当を実施しており、第４回新株予約権以前のものは、当該株式無償割当を反映した数値を記載しております。

①　ストック・オプションの数

	第２回 新株予約権	第４回 新株予約権	第７回 新株予約権	第９回 新株予約権	第10回 新株予約権	第12回 新株予約権
権利確定前　　（株）						
前事業年度末	－	－	－	－	－	－
付与	－	－	－	－	－	103,900
失効	－	－	－	－	－	300
権利確定	－	－	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－	－	103,600
権利確定後　　（株）						
前事業年度末	11,800	44,800	29,630	26,656	10,022	－
権利確定	－	－	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－	－	－
失効	11,800	44,800	220	250	5,000	－
未行使残	－	－	29,410	26,406	5,022	－

②　単価情報

	第２回 新株予約権	第４回 新株予約権	第７回 新株予約権	第９回 新株予約権	第10回 新株予約権	第12回 新株予約権
権利行使価格　（円）	1,000	2,500	2,500	2,500	2,500	773
行使時平均株価　（円）	－	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－	－	－	－	－	236

４．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第２回、第４回、第７回、第９回及び第10回のストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF方式等の結果を総合的に勘案して決定しております。

当事業年度において付与された第12回新株予約権（ストック・オプション）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①　使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

②　主な基礎数値及び見積方法

	第12回新株予約権 （ストック・オプション）
株価変動性（注）１	48.1%
予想残存期間（注）２	３年
予想配当（注）３	0円／株
無リスク利子率（注）４	1.2%

（注）１．2023年１月２日から2025年12月15日までの株価実績に基づき算定しております。

２．合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

３．直近の配当実績に基づき算定しております。

４．予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

５．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

６．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額　　－千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

－千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）２	1,084,370千円	1,118,659千円
ソフトウエア	255,711	276,661
減損損失	－	17,691
未払事業税	1,957	4,018
その他	2,491	2,147
繰延税金資産小計	1,344,530	1,419,178
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）２	△1,084,370	△1,118,659
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△177,921	△271,663
評価性引当額小計（注）１	△1,262,292	△1,390,323
繰延税金資産合計	82,238	28,855
繰延税金資産純額	82,238	28,855

（注）１．評価性引当額が128,031千円増加しております。この増加の主な内容は、繰延税金資産の回収可能性を見直したことにより将来減算一時差異等に係る評価性引当額が増加したこと及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

２．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）	合計 （千円）
税務上の繰越欠損金（※）	6,817	79,684	－	22,843	9,385	965,639	1,084,370
評価性引当額	△6,817	△79,684	－	△22,843	△9,385	△965,639	△1,084,370
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

（※）　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）	合計 （千円）
税務上の繰越欠損金（※）	79,684	－	22,843	9,385	－	1,006,746	1,118,659
評価性引当額	△79,684	－	△22,843	△9,385	－	△1,006,746	△1,118,659
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

（※）　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント
	モバイルゲーム事業
課金・広告収入等の売上高	1,155,299
開発・運営売上高	1,161,240
顧客との契約から生じる収益	2,316,539
その他の収益	－
外部顧客への売上高	2,316,539

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント
	モバイルゲーム事業
課金・広告収入等の売上高	703,948
開発・運営売上高	1,240,911
顧客との契約から生じる収益	1,944,860
その他の収益	－
外部顧客への売上高	1,944,860

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）６．収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	281,894	310,064
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	310,064	144,521
契約資産（期首残高）	―	―
契約資産（期末残高）	―	83,652
契約負債（期首残高）	81,821	13,209
契約負債（期末残高）	13,209	14,936

契約資産は、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、アイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務に基づいて認識した収益に係る前受金であり、貸借対照表においては前受金に含まれております。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、81,037千円であり、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、13,209千円であります。

前事業年度において、「アリスフィクション」のサービス終了に伴いアイテム課金に係る顧客からの前受金を取り崩し収益認識したことにより、契約負債の残高が減少しております。

当事業年度より、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益に係る契約資産が発生したことにより、契約資産の残高が増加しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の契約が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社はモバイルゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	その他	合計
2,201,885	114,654	2,316,539

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
Apple Inc.（注）	581,518
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	553,886
Google LLC（注）	483,763
株式会社ブシロード	290,475
株式会社ゲームフリーク	281,982

（注）相手先はプラットフォーム提供会社であり、それらの会社を通じて、当社が提供するモバイルゲームの利用者（一般ユーザー）の利用料等が入金されております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	その他	合計
1,789,726	155,133	1,944,860

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ブシロード	679,882
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	488,701
Google LLC（注）	277,332
Apple Inc.（注）	273,000

（注）相手先はプラットフォーム提供会社であり、それらの会社を通じて、当社が提供するモバイルゲームの利用者（一般ユーザー）の利用料等が入金されております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

当社はモバイルゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり純資産額	233.52円	104.12円
１株当たり当期純損失（△）	△51.63円	△129.40円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

２．１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり当期純損失		
当期純損失（△）（千円）	△131,578	△329,916
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純損失（△）（千円）	△131,578	△329,916
普通株式の期中平均株式数（株）	2,548,626	2,549,556
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	－

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	14,477	－	9,423 (9,423)	5,053	5,053	800	－
工具、器具及び備品	64,166	12,769	232	76,703	61,862	11,115	14,841
有形固定資産計	78,644	12,769	9,655 (9,423)	81,756	66,915	11,916	14,841
無形固定資産							
運営権	350,000	－	81,666 (81,666)	268,333	268,333	34,999	－
無形固定資産計	350,000	－	81,666 (81,666)	268,333	268,333	34,999	－
長期前払費用	－	5,168	434	4,734	－	－	4,734

（注）１．当期増加額の主なもの

工具、器具及び備品　　PC購入（12,769千円）によるものであります。

２．当期減少額の主なもの

建物　　減損損失（9,423千円）によるものであります。

運営権　　減損損失（81,666千円）によるものであります。

３．「当期減少額」欄の(　)内は内書きで、減損損失の計上額であります。

４．長期前払費用は、費用の期間配分に係るものであり、償却資産とは性格が異なるため、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」及び「当期償却額」には含めておりません。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	利率（%）	担保	償還期限
	年月日					年月日
第３回無担保社債	2022.９.12	40,000 (40,000)	－	0.23	なし	2025.９.12
第４回無担保社債	2025.２.10	420,000 (160,000)	260,000 (160,000)	1.05 ～1.75	なし	2028.２.10
合計	－	460,000 (200,000)	260,000 (160,000)	－	－	－

（注）１．（　）内書きは、１年以内の償還予定額であります。

２．決算日後５年間の償還予定額は以下のとおりであります。

１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
160,000	100,000	－	－	－

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	308,626	370,186	2.66	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	398,878	400,102	2.24	2027年９月～2035年10月
合計	707,504	770,288	－	－

（注）１．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	171,308	43,566	37,984	30,484

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

（２）【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	3
預金	
普通預金	1,158,457
小計	1,158,457
合計	1,158,460

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社ブシロード	58,858
Apple Inc.	58,257
Google LLC	13,846
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	4,554
株式会社アカツキゲームス	2,815
その他	6,190
合計	144,521

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
310,064	1,898,983	2,064,526	144,521	93.5	43.7

ハ．契約資産

取引先	金額（千円）
株式会社サンリオ	83,652
合計	83,652

ニ．仕掛品

品目	金額（千円）
受託開発仕掛品	410
合計	410

② 負債の部

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社コンフィデンス・インターワークス	3,930
レバテック株式会社	3,388
株式会社プリアップパートナーズ	3,190
株式会社コンフィデンス・プロ	2,398
スパイラルセンス株式会社	1,650
その他	16,971
合計	31,527

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
役員・従業員	57,845
株式会社サンリオ	10,912
株式会社LayerX	8,344
監査法人FRIQ	6,382
日本年金機構　鶴舞年金事務所	5,611
その他	26,621
合計	115,718

（３）【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高（千円）	982,161	1,944,860
税引前中間（当期）純損失（△）（千円）	△235,780	△273,265
中間（当期）純損失（△）（千円）	△261,282	△329,916
１株当たり中間（当期）純損失（△）（円）	△102.48	△129.40

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３ケ月以内
基準日	毎年８月31日
剰余金の配当の基準日	毎年２月末日、８月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
取次所	―
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 https://wonderpla.net/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）　当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
(1)会社法第189条第２項各号に掲げる権利
(2)会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第13期）（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）2025年11月26日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年11月26日東海財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書
（第14期中）（自　2025年９月１日　至　2026年２月28日）2026年４月13日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書
2025年10月24日東海財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の４（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書
2025年11月27日東海財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書
2025年12月１日東海財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書
2026年４月13日東海財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書
2026年６月23日東海財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書

(5) 臨時報告書の訂正報告書
2025年12月16日東海財務局長に提出
2025年11月27日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）に係る訂正報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年11月24日

ワンダープラネット株式会社
取 締 役 会　　御 中

監査法人FRIQ
東京都千代田区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　田 中 康 毅

指定社員 業務執行社員　公認会計士　遠 藤 基 弘

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワンダープラネット株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワンダープラネット株式会社の2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

■繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当事業年度末の貸借対照表において、繰延税金資産28,855千円を計上している。注記事項（重要な会計上の見積り）及び（税効果会計関係）に記載のとおり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額1,419,178千円から評価性引当額1,390,323千円が控除されている。 繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号）に示されている要件に基づく会社分類、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異等の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存しているが、特に将来の課税所得の見積りが重要である。 将来の課税所得の見積りについて、会社は、取締役会で承認された事業計画を基礎としている。事業計画における重要な仮定は、売上高の算定の基礎となる、ユーザー数や平均課金額の予測であり、会社は、過年度の実績及び現在の経営環境を考慮して見積っている。 ユーザー数や平均課金額の予測については不確実性が高く、経営者の判断の影響を大きく受ける。 これらの重要な仮定は、売上高や営業損益の見込額及び課税所得の見積りに重要な影響を及ぼすものであることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・取締役会で承認される事業計画の策定プロセスを理解した。 ・また、コーポレート部門責任者による決算関連資料の検証・承認手続を含む繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備及び運用状況を検討した。 ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号）に照らして会社分類が適切に行われているかどうかを検討するため、過去及び当期の課税所得の発生状況の推移の分析、将来減算一時差異等の解消見込額について検討した。 ・今後のゲームリリース時期や契約形態等の事業運営方針について経営者に質問するとともに、当該内容が適切に事業計画に反映されているか検討した。 ・また、取締役会が承認した将来の事業計画の達成可能性及び当該事業計画の不確実性に関する経営者のリスク評価について経営者と討議した。 ・さらに、経営者による見積りの精度を評価するために、過年度における事業計画と実績の比較を行った。 ・コーポレート部門が作成した将来の課税所得の見積りと、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・事業計画を構成する開発・運営売上高の経営者の見積もりについては、契約書等によって定められる数値を基礎としており、関連資料を閲覧し、その合理性を評価した。 ・事業計画を構成する課金・広告収入等の売上高の経営者の見積もりについて、重要な仮定であるユーザー数や平均課金額の予測に関し、その基礎となる足元のユーザー動向、個別のプロモーション施策の具体的内容や実施時期を経営者に質問するとともに、過去の実績からの趨勢分析を実施し、その合理性を評価した。 ・将来減算一時差異等の将来解消見込年度のスケジューリングについて、関連資料を閲覧し、整合性を検討した。

その他の事項

会社の2025年８月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2025年11月26日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、ワンダープラネット株式会社の2026年８月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ワンダープラネット株式会社が2026年８月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。**
- **財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。**
- **内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。